

第八十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十一号

昭和五十三年三月二十九日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君 理事 武藤 嘉文君

理事 山崎 拓君 理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君 理事 渡辺 三郎君

理事 松本 忠助君 理事 宮田 早苗君

理事 鹿野 道彦君 理事 柏谷 茂君

理事 藏内 修治君 理事 島村 宜伸君

理事 田中 正巳君 理事 辻 英雄君

理事 中西 啓介君 理事 西銘 順治君

理事 橋口 隆君 理事 後藤 茂君

理事 上坂 昇君 理事 清水 勇君

理事 武部 文君 理事 中村 重光君

理事 長田 武士君 理事 玉城 栄一君

理事 工藤 晃君 理事 安田 純治君

理事 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員会 橋口 收君

委員長 局長 宮崎 勇君

通商産業政務次 官 野中 英二君

通商産業大臣官 房審議官 島田 春樹君

通商産業大臣官 房審議官 山口 和男君

通商産業省貿易 局長 西山敬次郎君

通商産業省産業 政策局長 濃野 滋君

通商産業省基礎 産業局長 天谷 直弘君

通商産業省機械 情報産業局長 森山 信吾君

委員外の出席者

通商産業省生活 産業局長 藤原 一郎君

資源エネルギー 庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー 庁石油部長 古田 徳昌君

中小企業庁長官 岸田 文武君

大蔵省理財局資 金第一課長 森 卓也君

大蔵省銀行局総 務課長 石川 周君

別金融課長 藤田 恒郎君

大蔵省銀行局中 小金融課長 吉居 時哉君

厚生省環境衛生 局指導課長 林 崇君

林野庁林政部林 産課長 輪湖 元彦君

運輸省海運局外 航課長 塩田 澄夫君

運輸省船舶局造 船課長 間野 忠君

建設省計画局建 設課長 広瀬 優君

商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件

特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出第三八号)

通商産業の基本施策に関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○野呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案を議

題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。宮田早苗君。

○宮田委員 構造不況業種の構造改善を一日も早

く進めることは、日本経済全体の景気の回復を因

るためにも緊急を要すると思ひます。私も民社

党は、かかる観点から政府案の修正を考へており

ます。中でも一番重要な点は、緊急避難的な措置

としてアウトサイダーの設備の新増設を規制でき

るようになる点でございますが、政府案の修正に

よつて本法案の早期成立を主張しているものであ

りますが、本日は、三十分間という時間をいただき

ましたので、残された問題点を幾つか指摘をいた

しまして、政府の答弁をお願いする次第であります。

まず、政府は、昨年末、いわゆる構造不況業種

の実態調査をされたと思ひます。それから約半年

を経過しておるわけでございますが、主要業種

中でも平電炉、合繊、造船、合板、これらのその

後の業況を説明していただきたいのであります。

また、昨今のとどまるところを知らない円高によ

ります影響等も含めて御説明をお願いする次第で

す。

○河本國務大臣 円高による産業界の影響につき

ましては、昨年の年末に二百四十円の水準の場合

に調査をいたしました。しかしながら、それから

三カ月たちまして、いまさらに一段と激しい円高

の情勢でございますので、ごく最近の事情につ

きまして調査をしております中でございます。

なお、お尋ねの教養種についての現状につきま

しては、担当の局長から説明をさせます。

○天谷政府委員 平電炉につきましては、オイル

ショック以降、特に昭和五十年以降需要が停滞い

ましたわけでございますが、これに對しまして約

二千万トン程度の設備がございまして、七百万ト

ン程度が過剰になっておるわけでございます。な

お、昭和五十五年度までの需要を見通しまして

も、三百三十万トンの絶対的過剰があるというよ

うな状況でございます。こういう過剰設備の圧力

と、それから企業が多数乱立をしておつて過当競

争が行われておるといふような状況によりまし

て、約二年半余りもの間価格がコストを大幅に割

り込むという状況が続いてまいりまして、平電炉

企業の大多数は、非常な債務超過に近いような状

況になっておるわけでございます。ただ、最近に

至りまして、公共投資が進んでおること、そ

れから、カルテルによりまして生産を調整して在

庫が八十万トン程度に減つたといふこともござ

いまして、小棒の市況はかなり改善をいたして

おります。ただし、これに伴つて、並行いたしま

して鉄くずの市況も上がつてきておりますので、

平電炉企業の経理内容は、必ずしもはかばかしい

改善を見ているわけではございません。

なお、円高の影響でございますが、円高及び海

外の需要が低調であつたといふこともございま

して、昭和五十二年の輸出は、五十一年と比べま

して約四割程度下落をいたしております。さらに、

最近の急激な円高は、小棒の輸出に對しまして重

大な打撃を与えるものといふふうに考へておりま

す。

次に、アルミニウムでございますけれども、ア

ルミニウムは、電力価格がオイルショック以前に

おきましてはキロワットアワー約三円でございま

したものが、現在八、九円というやうな高い水準

に上がつております。そのために、アルミニウム

の生産コストが三十五万円から四十万円の間に

いふやうな高い水準に上がつてまいりまして、国際

競争力を喪失したわけでございます。これに對し

まして、輸入価格の方は、最近の円高等もありま

して二十六、七万円日本に入着をする、関税等

諸経費を払いまして三十万円前後で国内で売ら

れるといふやうなことになっておりまして、した

がいまして、この輸入の価格に引きずられまして国内のアルミニウム価格も低迷をいたして、コストを大幅に割っておられるような状況で、アルミニウム製錬業の経営内容は、極端に悪化をしておられるような状況でございます。

○藤原政府委員 合成繊維産業の現況について、簡単に御説明申し上げます。

合成繊維につきましては、内需の不振あるいは近隣諸国の追い上げ、それからアメリカ合衆国等の輸出攻勢というふうな要因がございまして、久しく低迷状態を続けてまいっております。特に最近の円高傾向といえますものは、合成繊維が輸出に非常に依存度が高い関係もございまして、輸出市場におきまして非常に苦境に立っております。もうひとつございまして、一層国内の需給状況もむずかしい状態になっておるわけでございまして、したがって、市況が非常にコスト割れの状況になっておりました。各社の経営状況というのは非常に苦しくなっております。合繊メーカー七社の経常収支で五十二年度上期が合せて約百八十億円の赤字でございまして、下期につきましてもそれに近い赤字ということが見込まれる状態でございます。

対策といたしましては、昨年の十月から、行政指導をもちまして減産を指導してまいったわけでございまして、需給状況は、若干改善を見ております。価格も、ある程度の回復を見ておりますが、なおコストを償うところまでは至っておりません。したがって、四月以降不況カルテルに移行することを現在考えているわけでございまして、設備の問題につきましては、大体やはり二割程度の過剰というものが見込まれるようでございます。これは、本法案成立の際におきましては、審議会等でさらに検討いたしまして過剰設備を廃棄する方途を考えてまいりたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○輪湖説明員 合板製造業につきましてお答えいたします。

合板製造業の業況は、昭和四十四年から四十八

年の間に約五〇％も生産能力を増強させてございしますが、その後のオイルショック以降の需要停滞によりまして著しい需給ギャップに悩んでおる次第でございます。過去三年間の昭和五十年当初からの不況カルテルの実施等によって業況の改善を図っておりますけれども、特に昭和五十二年の十一月からは、不況カルテルに加えて事業活動規制命令による生産調整をやっておりますけれども、依然として業況は改善されておらないという現状でございます。

なお、円高によりまして影響につきましては、輸入原木の価格低下という好影響が一部見られます。本年の一月の原木価格は、対前年比で約二二％低落をしておりますけれども、それにもかかわらず、公共投資等によりまして需要の増加がどうも合板業界には見られないということで、依然としてコスト割れの苦しい状況が続いている次第でございます。

○間野説明員 造船につきましては、石油危機以後非常に受注量も下がってまいりました。ところが、昨年度までは大体八百五十万トンとか九百万トンとかいう年間の受注量がございまして、ある程度の操業度を維持できたわけでございまして、けれども、今年度に至りましては、恐らく五百万トン程度の受注量しか見込めないと考えております。そういうことでございまして、来年度の確定の工事量というものは非常に下がっております。当初の予定では、六百五十万トン程度の一般船舶を起工できるのではないかと、工事量として持てるのではないかと考えておったのですが、いまのところ、確定分は、二百六十万トン程度しかないという現状でございます。

○宮田委員 造船の問題についてもう一点伺いをしたいわけですが、例の官公庁の船舶等の繰り上げ発注という問題があったと思いますが、その点、どうなっておりますか。

○間野説明員 官公庁船の中でも特に海上保安庁の巡視船艇等につきましては、二百海里の問題もございまして、大幅に予算を増額していただい

ております。それで、その早期発注ということもございしますが、先週の経済対策閣僚会議でも早期発注に努めるということで御了解願っておりますので、おっしゃったような趣旨で進められるというふうに思っております。

○宮田委員 合板の問題について、最近、例の永大産業の倒産に関連をして、業界の間から会社更生法の適用を認めないではないという動きが表面化しております。察知するわけでございしますが、そういうことについてどう把握されておりますか、また、どのような考え方を持っておりますか、その点、お聞きいたします。

○輪湖説明員 日本合板工業組合連合会が、永大の会社更生法適用申請に際しまして、現在の合板業界は不況下に置かれておるし、そういったことの中で業界が一体となって生産調整事業を行っている、さらには生産設備の調整を内容とする構造改善対策事業に手を付けておるといふ業界の不況の実態を認識してもらおうという趣旨から、地裁を初めとする関係機関にアピールをしようということを検討しておるというところは聞いております。

林野庁といたしましては、もしそういうような陳情を行つたならば、業界全体の置かれておる現状について正しい認識、理解を深めるといふ観点から陳情が行われることが望ましいと考えております。そのように指導してまいりたいと考えております。

○宮田委員 もう一度、平電炉のことについてお聞きをいたします。

先ほど申し上げましたように、私どもは本法の早期成立を期しているところでございますが、この法律に先行した形でスタートいたしました、いまも説明がございました三百三十万トンの設備廃棄を目標とする平電炉業界の構造改善のルールづくりといいますが、話し合いはどの程度進められておるか、その点もお知らせ願いたいと思

○天谷政府委員 昨年の二月に平電炉基本問題研究会の報告をいただきました。これによると、三

百三十万トンが絶対的に過剰であるということもございましたので、この方針に従って構造改善を進めるべく、平電炉のカルテルのインサイダーといろいろヒヤリングをいたしまして、その結果、各社がこれくらいは廃棄してもいいというふうにご考えている数字を聴取して、それを合計したところ、三百三十万トンという数字は達成可能であるというふうに見通しを得ているところでございます。

それから、この三百三十万トンの廃棄をしている過程におきまして、片方で新增設が行われるというところでは非常に困りますので、これについては、産構審の平電炉小委員会においてルールづくりを検討していただいておりますのでございします。現在までに三回ほど会合を開いておりますが、できるだけ早い機会に結論を得たいと考えております。

○宮田委員 この平電炉の問題については、スタートしまして相当長くなるわけでございまして、おっしゃる通りに、努力をしていただいております。これはよくわかるわけでございしますが、一向に具体化をしない、こういう点についてはちょっと疑問のあるところですが、どこら辺にネックがあるのかというところです。

もう一つは、これはアウトサイダーの方の関係でしようけれども、新增設ということに対する計画の問題もある。そういうことについての調整が業界の中だけではなかなかできかねるような情報も承っております。そういう点についてはどこにネックがあるのか、また、新增設をしようという計画をすることに対してはどのような御指導をなさっておるか、この点もお聞かせを願いたいと思

○天谷政府委員 まず、設備の廃棄の方でございしますけれども、これについては、昭和五十五年までに三百三十万トン廃棄というのが目標でございますが、いままでわれわれが業界と相談をしてきましたところでは、五十五年ではなくて、あと一年ぐらいかればその廃棄ができるのではな

うか、こういうふうな考えておるわけで、必ずしも構造改善が計画どおり進んでいないわけではないと考えております。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕

現在七億円の保証基金がございまして、これで七十億円の保証ができるのでございまして、これでも、今度の法律が通りますればさらにこの保証の規模を拡大することができまして、それによっても構造改善は促進されるのではなからうかと期待をいたしておるわけでございまして。

それから、他方、新增設の問題でございましてけれども、アウトサイダーの方で新增設をどんどん進められるということになりますと、インサイダーでいままで廃棄すると言っておった人も廃棄しなくなるおそれが出てまいりまして、構造改善が進まなくなる可能性があるでございまして、これも、これについては、通産省として、アウトサイダーの方に対して、こういう状況であるから新增設についてはできるだけ慎重にやってほしいというふうな説得に努めておりますけれども、いまのところ、新增設をしようというふうな計画については、まだ聞いておりません。ただ、これは自由経済、設備投資の意思決定に関する完全な自由ということを強く主張しておられる方でございまして、通産省としても特に余り強い説得力を持っておるわけではございませんが、最近の景気状況でございまして、こういう方々も、事故めて設備投資をやるというふうなお考えは、さしあたってはお持ちではないのではないかと、いうふうな考えております。

○宮田委員 その点につきましては、さっきの質問の局長の答弁にもございましたように、在庫もだんだんに減ってきた、こういう状況をつかまえて新增設の計画に踏み切るというふうなことになるましたら、せっかくのこれを規制する法律そのものが全然役に立たぬということになり得る可能性もあるわけでございますので、その点はよろしく御指導をお願い申し上げます。これは要望でございますが、特に御留意していただきたいと思っております。

す。

そこで、特定不況産業信用基金によります債務保証の対象について、政府は、設備廃棄資金並びに退職金に限定をしておるということなんです。こういう解釈でよろしいですか。

○濃野政府委員 対象となりますものは、三十九条の一号にございまして、計画的な設備の処理のために必要な資金、それから、当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証」となっております。ただいま御指摘のように、私どもは、設備処理の対象となる設備の担保解除資金、あるいはそれに伴つて関連設備と申しますか、付帯設備を処理せざるを得ないという場合の担保解除資金、それから、労使間の完全な合意に基づきまして雇用調整が行われる場合に、退職金の支払いを円滑にする必要があるというふうな場合の資金というふうなものをこの保証の対象と考えております。

○宮田委員 ただいまのところ、その解釈というのが狭過ぎるんじゃないかという気がするのです。「設備の処理に伴つて必要となる資金」、これについて、設備の処理に伴つて必要となる資金、これに伴う関連資金として、その運用につきましては弾力的に行うことができるようにすべきだと思つておるわけですが、その点についての考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思つております。

○濃野政府委員 御指摘のように、「設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証」という問題の解釈の点であると思つております。ただ、私どもがこの保証基金を設立する趣旨から申しまして、この設備の処理を円滑に行う、しかも、それはたてまえとしては関連事業者の自主的な努力というのを前提に、設備処理をうまくやるといふことを補完するために必要不可欠な範囲での資金の借入れに限定をして運用せざるを得ないのではないかと考えておりますので、一般的にたとへば赤字補てんのための資金等の債務保証にまで拡大することは、どうもこの基金の設立の目的から見ていかか、こういうふうな考えてい

るわけでございまして。

○宮田委員 もう一つは、特定不況産業に指定された業種の多い地域、もちろん地域差というのがあるのじゃないかと思つておりますが、この地域の自治体の意見をどう反映させるかということなんです。

設備廃棄が地域経済に与える影響というのは非常に大きいわけでございまして、その場合、知事や市町村長が対策を具申できるようにしておいた方が、実行する場合により画一性があるのじゃないかというふうな思つておりますが、その点についての御意見を聞かしていただきたいと思つております。

○濃野政府委員 ただいま御指摘のように、いわゆる構造不況業種、この法律に言う特定不況産業の中には、特定の地域に非常に大きな影響を与える地域産業というものがあるにございまして、これは、私どもも十分承知いたしております。したがって、この法律で対象候補業種を指定する政令をつくる、あるいはさらに手続が進みまして安定基本計画をつくるというふうな段階の場合に、それぞれ法律の定めるところによりまして、審議会の中で十分検討をお願いするようになっております。

そこで、私ども、そういう産業につきましては、私どもの方からもそういう審議会の場で十分地元の御意見をいただく、あるいはただいま御指摘のような関係の地方公共団体の長から特にお申し出等があれば、その御意見は十分に参考をいたしまして、この設備処理を進めていく計画作成の上で参考にしていきたい、こういう運用を考えております。

○宮田委員 次に、鉄鋼の副原料ということなのですが、フェアラロイの問題についてでございます。

何しろ余り大きな業界でないものですから、どうも対象になりにくい。しかし、もう一番困つておる業界でございまして、その救済措置というものを考えなければならぬと思つてわけでございますが、このフェアラロイの対策ということにつ

いて、さきに基本問題研究会からのあれも出ていたと思つてわけでございまして、このフェアラロイ全般の問題についての対策、この点についての説明をひとつお願いしたいと思つております。

○天谷政府委員 鉄鋼不況の影響を受けて、フェアラロイ産業も現在大幅な経営の悪化に悩んでおるわけでございまして。操業率が六〇％程度まで下がつておるわけでございまして、他方また、フェアラロイの製造に当たりましては電力を大幅に消費するわけでございまして、この電力コストが大変高騰をしておる、また、物によりましては輸入の圧迫を受けておるというふうなケースもあるわけでございまして。したがって、このフェアラロイ産業の構造不況対策をいかにすべきかというところで検討しておるわけでございまして、このうちフェロシリコンにつきまして、まず基本問題研究会を開きまして検討を重ねており、おおよそ四月中旬ごろになりますと、答申を得られるのではなからうかというふうな考えております。

フェロシリコン以外のものにつきましては、まだ業界の意向がいろいろございまして、研究会を開催するまでのところにとぎつていないわけでございますけれども、今後いろいろ意見を調整しながら、研究会等の開催にこぎつけるようにしたいと思つております。

なお、研究会の答申を得ることができずならば、労働省と折衝しなければなりません。離職者対策法等の指定をするということも可能になってまいるのではなからうかというふうな考えております。

○宮田委員 実は、この業界で前から非常に期待をしておりますのは、先回できました離職者法案の指定を受けたという気持ちがあるわけですが、ところが、労働省だけの判断ではこれができかねるものですから、どうしても通産省の担当の皆さんの方で、この指定ということについての一応の根拠といふべきか、その情勢というものをきちんとしてほしいという期待が非常に強いものですから、四月の初めにいけば答申が出るというこ

となつてございまして、答申が出次第、できるだけ早くひとつ結論を出していただくように、特に要望をしておきます。

最後になりますが、私の前回の質疑の際に、設備廃棄のルールと申しますか、償却済みの設備とそうでない設備の廃棄について、監督官庁が適切な指導をすべきだということを申し述べたわけでございます。通産省といたしましては、新鋭設備を残すような指導をするという御答弁があったわけでございますが、これに関連をして、設備の廃棄や凍結に必要な金融機関からの借入金に対し税制上の優遇措置を講じられないかどうか、この点についてお聞きをして、私の質問を終わります。

○濃野政府委員 ただいま先生の御質問の、構造不況業種に対して何か税制上の特例措置を検討できないかというお話でございます。

私もいろいろ検討してみたいと考えておりますが、たとえば特定の業種に限って、あるいは特定の事態を前提としたしるしの特例を税制上の措置として講ずるといふこと、全体一般論といたしましては、御案内のように、いわゆるそういう意味での特別措置は、方向としてはなるべく整理をしていこうという方向が基本的にございまして、今回税制改正の一環としてお願いをしておると、たとえば円高対策の緊急的な税制上の特例措置、これは中小企業を対象に、円高という非常に一時的なショック、これはある意味で把握しやすいものだと思ひますが、そういう業種をしぼりまして小さな中小企業に非常に特例的に暫定的に与える、こういうものでございまして、構造不況業種一般に、特にいま御指摘のような金融の問題に対しては、税制上の優遇措置が考えられるかどうかといふのは、ちょっと論理の組み立てからいっていろいろむずかしい問題があるのではないかと思ひますが、構造不況業種対策の今後の一環といたしまして、いろいろ検討すべきことがあればわれわれ検討させていただきます、かように考えております。

○宮田委員 終わります。

○山下(徳)委員長代理 工藤晃君。

○工藤晃(委員) 前回私が質問しましたときに、この法案に例示された四業種が、そろってオイルショック以後七三年度から比べて七六年度くらいに期間に需要が減っている、しかし、生産能力の増を続けた、そういう型に当たるといふことを示しました。特に平電炉、アルミ、合成繊維の生産能力というのは大体三割ぐらいの増強であつたわけで、いまこれらの産業について設備の処理をどこまでやるか、示されているその縮小の規模とか割合が、大体オイルショック後の設備能力の増強、そのときとほとんど設備投資をやつてしまつたその分だけ削らなければいかぬということが問題になつていふことも、もうすでに明らかになつたわけでありまして。

ですから、言葉をかえて言えば、オイルショック後にこういう設備投資に対して行き過ぎないいろいろな手だてであるいはそういう政策をもつとつておれば、過剰設備といふことが問題になつていても、それはほど程度の上で、それは多かれ少なかれということになりますけれども、はるかにそれは抑えられたということにもなるわけなんです、そういう点で政府の方で責任はなかつたのかどうか、この問題について改めて聞きたいわけでありまして。というのは、日本におけるこれからのいま問題とされている構造不況業種の設備投資が自由放任状態だつたとはいへないわけなので、こういうことを伺ひますが、これは最初に、大臣、お答え願ひたいと思ひます。

○河本國務大臣 昭和四十八年の秋にオイルショックが起きました。以来政府は、ほぼ三年でオイルショックによる打撃を回復いたしました。経済を正常な姿に戻したい、こういうことを目標に連年の経済政策を進めてきたわけでありまして。従前は、戦後何回か大きな景気変動がございましたが、大抵底は一年ないし一年半、こういうことで正常に戻つておりますので、オイルショックの場合、打撃は非常に大きい、三年間努力すればほぼ正常に戻るのではない、こういう見通しを立てたのであります。ところが、御案内のように、三年目というものは昭和五十一年でありまして、昭和五十一年に至りましても回復しないばかりか、五十二年はさらに悪化する、こういう状態でございます。いま五年目を迎えておる、こういう事態でございます。したがって、政府の方で三年の間にほぼ景気が回復する、経済が正常な姿になるであろうという見通しは間違つておつたのではないかと申されますと、ある意味においては私も反省せざるを得ないと思ひます。

ただしかし、オイルショック直後に起こりましたあのわが国の国際収支の大幅な赤字、それからまた狂乱物価、ああいう状態を見まして、世界の国々が、さすがの日本もこれでいよいよ行き詰まつてしまふのではない、もうだめではないか、このように考えておりました日本の経済も、ようやく赤字も黒字に返ることができましたし、物価もようやくおさまつた、こういう状態、日本経済の受けた深刻な打撃の一番の中心の課題、つまり病氣そのものは治つたと私も考えております。ただ、余りにも病氣が重かつたために体力の回復に若干の時間がかかつておる、こういう点でございます。少し時間がかかつておりますので、その点での見込み違いといふことは、私も反省せざるを得ないと思ひます。

○工藤晃(委員) 一面では見通しが甘かつたといふことで反省されたと思ひますが、同時に、病氣が治つたと言ひ、これも大分楽観論があると思ひます。

ただ、私が聞きました質問というのは、もう少し具体的な問題で聞いたはずなんです。私の方の示した問題点というのは、いま法案に特に例示された四業種について言ひ、いろいろ構造不況業種と言われる中でも、この間とほとんど需要が減つていく、そういう事態にありながら設備の増強を続けてきた、構造不況の中にもそうでないものもあるわけですが、そういうタイプに属してはいるのではないかと問題、この期間にぼつとふ

やした分をいま削らなければならぬといふことで問題にしている。きのうまではほとんど増強させていて、きょうは削らなければいけないといふ、まさにそういうことをやっている。こういう問題。

しかも一つ一つ業種をとってみますと、造船の設備投資については、造船法に基づいて造船施設の生産調整がある。これは御存じのことです。それから、ここを答弁を求めたりする問題ではありませう。しかし、ごく最近まで、日立造船の有明とか、名村の伊万里だとか、波止浜の多度津だとか、ほとんど新鋭設備をつくつてしまつた。これがいま問題になつていふ。

それから、合成繊維について言えば、これは六〇年代の初期から問題になつた産業構造政策の中で、官民協調ですか体制といふものが比較的早くとられて懇談会が持たれ、そして産業構造審議会での設備投資調整というのが事実上やられてきたし、それからアルミについても、産構審のアルミ部会の中間答申、そのほか産構審の長期ビジョンもありまして、その中で、「アルミニウム需要は、世界平均を若干上回る八〇前後の伸び率で成長するものと想定される。」こういう想定のもとで設備投資がなされた。平電炉については少し違ふかもしれませんが、高炉の参加している月曜会といったような政府側と業界側とのそういう懇談会を通じていろいろ生産の見通しが出される、そういう中にある設備投資であつたといふこととあります。そういうことで、これは平電炉基本問題研究会の報告書を見ても、要するに、現在の設備過剰は七四年度から七六年度に行われたい二十三基の電炉の新設にあるといふことは認めていふわけなんです。

そういうことで、この責任といふことが、ただオイルショック後の見直し問題という一般的なことでの誤りといふことだけでなしに、これまでの産業構造政策の中で設備投資の進め方に、これらの業種について言うならば、政府もかなりかわ

り合つた上で出てきた問題だということ、はつきり言わざるを得ないわけです。

そういうことで、次の質問としまして、ここにあります五十三三年二月の「構造不況対策について」という、これは通産省のパンフといいますが、説明があります、この中の十一ページ目に、「構造不況に陥つた原因は、経営者の放漫経営というよりは、石油危機以降のエネルギー価格の高騰、民間設備投資の沈滞、最近の円高という予測せざる内外の経済的状況の変化にある」、設備過剰になつた主な原因というものは、全く「予測せざる内外の経済的状況の変化」だということにしてしまつてゐる。ということになりますと、これは全く民間資本の側にも何の問題もないということにもなるんだらうと思ひますが、これはやはり政府としてもそういうお考えなのかどうか、お伺ひしたいと思います。

○河本國務大臣 正確に言いますと、予測せざる事情云々ということ、全部自分は責任ないんだよと言ふのは、私もいがかと思ひます。そういうことよりも、そういう事態はいずれも予測できた事態だと思ひますが、ただ、その影響の大きさが予測できなかった、こういう意味でないかと思ひます。

○工藤(見)委員(共) では、いまのあれで言うと、このパンフにある表現はいささかの確でないというふうに考へていいとありますが、それを前提としてももう少しこの問題について私は考へも述べ、質問もしたいわけです。

基本的に言へば、戦後の高度成長期を通じて産業構造の高度化政策というのがとられました。これは特に所得倍増計画、それから産業構造調査会ができて、それから審議会にいくわけでありましたが、少なくとも六〇年代の初期ごろ、今後の産業構造をどう選ぶかということで、もっぱら二つの基準が問題にされた。一つは所得弾力性の基準といつて、世界市場で所得が伸びる弾力性の上で一番伸びのいいものを選ぶんじゃないか、それから労働生産性の基準ということも選ばれ

た。もっぱらこの分野の産業の急速な拡大発展を期するということで、それに合わせた税制や金融、財政、さまざまな助成が行われてきた。その延長線上でいま構造不況業種として問題にされているのは、まさにこのときに急速に拡大発展が図られたその確信がいつまでも続いて、つい最近までこれが続けられてしまつたために特別過剰を大きくしたという点についての反省点がどうして要るのではないか。それがなしにこの対策が論議されている、政府の方で出されているという感じをどうして持たなければならぬわけであり

ます。言うまでもなく、こういう産業構造政策というのは、一面においては国民の個人消費を非常に抑えてきたわけでありまして、いつかは市場問題にぶつかるといふことであります。それから同時に、これまで進めてきた高度成長の方式が、七〇年代に入つて、少なくともニクソン・ショックやオイルショックの後で、こういう行き方で進められないといふことが一層明らかになつた時点であつたわけですね。私はここで、六〇年代、七〇年代に日本共産党がどういふ政策を出して、起案してきたかと言ひませんが、私たちは予測し、こういうことが起きないやうにといふことで、つり合ひのとれた発展といふことを六〇年代においても七〇年代初期においても常に對置してきました。これは何も共産党だけでなしに、財界人の加わつた産計懇と言われるやうなところでも、列島改造計画が出たときに、これに對するアンチテーゼみたいなものを出した、こういういきさつもあるわけですから、先ほどの説明、特にパンフの説明の中で、予測せざる事態といふことですべてを許す、こういうことに対しては非常に許せない感じを持つて私は質問したわけでありまして、

ですから、こういうふうにして、何か起きてしまつて、予測せざる事態といふことになる、これから、こういう政策でやつたけれども全部失敗しました、これは予測せざる事態によるもので、こういう説明をしていけば、いつまでたつて

も政治の責任、政策の責任は問われないことになつてしまふと思ひます。そういうことで、もう一度念のために、今後、これからいろいろ起きた政策の問題を、予測せざる事態によつて起きたといふことで塗りつぶすことのないやうにその辺やるべきではないかと思ひますが、その点について、ごく簡単に、ちよつとお考えを述べていただきたいと思います。

○河本國務大臣 民間が設備投資をいたします場合には、自由主義経済でございますから、最終的には、民間の企業経営者が諸般の情勢を総合いたしまして最終判断を下して決断をする、こういうことになるわけでありまして、その意味においては政府は責任はないといふことは、あるいは理論的には言えるかも知れないと思ひますがけれども、しかしながら、そういう判断をするにつきまして、やはり政府のいろいろな見通しであるとか、あるいは政府の政策であるとか、あるいはまた、政府が直接いろいろの見通し、統計をつくらなくても、政府に關係ある幾つかの機関が出す見通し、統計、こういうものを参考にしておる場合も多いと思ひます。でありますから、そういう意味におきましては、政府として責任がないとは私は言ひ切れないと思ひます。

しかしながら、先ほど申し上げましたやうに、オイルショックによる影響は余りにも大きく、私も三年で何とか目鼻がつくであらうと思つておりましたものが長引いておりますけれども、わが国の雇用問題、それからわが国が資源のない国でありながら世界で何とか生き延びていかなければならぬ立場にあるといふことを考えますと、一刻も早く経済の活力を回復いたしまして、産業活動を軌道に乗せなければならぬわけでございますので、いま政府の方も懸命に取り組んでおるところでございます。しかしながら、過去のことは十分反省をいたしまして、今後に対処していくつもりでございます。

○工藤(見)委員(共) それから、商工委員会調査室の「特定不況産業安定臨時措置法案の要点及び

問題点」の中で、繊維の場合、設備過剰になつた原因の一つに発展途上国の追い上げを挙げられておりますが、これは通産省としても同じ考へでしようか。

○藤原政府委員 繊維産業の設備過剰の点につきましては、いろいろ原因があるかと思ひますが、その中で、発展途上国といふことが、近隣諸国の追い上げといふ意味合いもあるかと存じます。

○工藤(見)委員(共) これは通商白書の七七年版によりますと、アジア地域の繊維産業に対する日本の海外直接投資累積額が、七六年三月末六億七千二百萬ドル、特に韓国、台湾、香港、タイ、インドネシア五カ国において著しいわけですが、この五カ国の生産能力は、ポリエステルステープルで日本の設備生産能力の一・二倍、ポリエステルフィラメントで一・一倍で、日本を上回つてゐる。そのほかナイロンフィラメント、アクリルスチロールで日本の半分を超える、綿スチロールの紡績で約八割、そして五カ国の生産能力における日本の合併企業のウェイトは、ポリエステルステープルで約四五％、同フィラメントで四六％、ナイロンフィラメントで一七％等々いろいろあるわけですが、先ほど発展途上国からの追い上げといふことが設備過剰の原因の一つに挙げられてゐるけれども、それは、日本の資本、企業がこれらの国でかなり大がかりな設備投資をやつてきたといふことが、やはり日本の過剰の度合いを大きくした原因として見なければいけないのじゃないか。もちろんそれは何も逆輸入という形をとらなくても、第三国輸出市場への競合の度合いを強める等々から結局そういうことになつたのではないのかといふことで、この辺、どういふふうに考へてゐるのか、伺ひたいと思ひます。

○藤原政府委員 合繊産業の近隣諸国、特に東南アジア諸国におきますところの資本投資といふものは、お話のように、相当程度のものが進行していることは事実でございます。それが結果として、いわゆるブーメラン現象として日本へ製品が返つてきておるといふものは、それほど多くな

いわけでございますが、確かに輸出市場におきましてそれがなかったならば日本から輸出したであろうというふうな意味合いからいいますと、輸出用の設備という意味合いから、そういう感じで過剰の一つの原因であるということは言えないことではないと思います。

ただし、しかし日本がそこに資本投資しなかったならばどうなったかということになりますと、それは当然他の国が資本投資したわけでございますし、そういう意味合いからいいますと、それはプラスマイナス余り直接の影響として勘定するわけにはいかないのではないかと、いうことでもあらうかと思ひます。

○工藤(見)委員(共) この問題を聞きますと、いつも、確かにそれは影響を与えておる、しかし、日本がやらなかった場合にはよその国がやったに違いないという論で、それでみずからを慰めておるような答弁になるわけですが、これはおかしいと思ひます。

そこで、さっき言ったように、予期せざる事情だなどという考えが出てくるほどのですから、そしていま設備の過剰が著しいということが問題になっているわけですから、どうなんでしょう、か、こういう少なくとも設備過剰であるという産業について、日本の資本が一方では海外投資をなすおける、それが税制、金融でいろいろ保護されるところという形でさらに直接投資をふやす、それが第三国市場だけでなしに、次には逆輸入、これもどんどんふえておりますが、それがまた日本の設備過剰を大きくする、こういうことが現に進んでいるときに、少なくともこういう特定不況産業とか、これからの設備を二割も三割も減らすと問題にしているという産業においての海外投資活動に対して、これまでどおりの放任、放任どころか促進する政策だと私も見ておりますが、それを続けるのかどうか、これはやはり検討しなければおかしいことなのではないでしょうか、どうでしょう。

○藤原政府委員 合議産業等に限って申し上げます

すと、従来から繊維産業につきましては、海外投資に当たりまして事前に行政指導をしましてまいっております。

〔山下(總)委員長代理退席、山崎(拓)委員長代理着席〕

また、合成繊維関係の海外投資に関して申し上げますと、ここ数年間はほとんど投資が行われておりません。相当早い時期に投資をされたわけでございますが、今後も、現状で世界じゅうがある意味で非常な過剰設備を抱えている状態でございますので、合成繊維産業につきまして現状以上に海外投資が行われるということは、まず余り考えられないという状況でございます。

○工藤(見)委員(共) 合成繊維に限ってということですから、ついでにアルミ産業について伺っておきたいと思ひますが、海外でのアルミの開発輸入につながる直接投資の状況あるいは投融資の状況、それから地金の開発輸入の推移や見通しについて伺いたいわけでありませう。

同時に、そういう海外におけるアルミの直接投資に対して、いまだどういふ税制あるいは金融上の助成があったのか、そういう点についても伺いたいと思ひます。

それから、これが日本に対して、日本のアルミの過剰問題について及ぼす影響の見通しなどについても、ちょっと伺いたいと思ひます。

○天谷政府委員 現在、日本の資本が海外にアルミニウムで投資しておりますプロジェクトを簡単に申し上げますと、まず、ニュージーランドのNZAS、それからカナダのALPAC、この二つのプロジェクトは完成をいたしまして、すでに輸入が開始されております。また、ベネズエラのVENALUMに關しましては、年内に完成をしまして、来年早々に輸入が開始される見込みでございます。それから、インドネシアのアサハプロジェクトにつきましては、現在工事中でございます。当初計画によりまして一九八一年ころから輸入が始まるはずでしたが、これは若干おくれる見込みということになっております。アマ

ゾンの計画につきましては、このフィジビリティ・イニシアティブが終った段階で、これから現地で合弁会社を設立するかどうか、検討をしておるといふうな段階でございます。

それから、これらのプロジェクトにつきまして国の助成がどのように行われたかということでございます。以上申し上げました中で、国の特段の助成が講じられておりますのはアサハプロジェクトだけでございます。アサハプロジェクトにつきましては、海外経済協力基金より出資を三百三十七億、海外経済協力基金よりの円借款、これが二百六十二億を初めいたしまして、国際協力事業団よりの融資、それから日本輸出入銀行よりの融資等の積極的な助成が講じられておるわけでございます。

なお、一般的に税制上の優遇措置をいたしましては、海外投資に關しましては、海外投資損失準備金制度というものがあつたことは御承知のとおりでございます。

それから、需給見通しの問題でございますけれども、昭和五十五年で、日本の新地金需要おおよそ二百万トン前後というふうな見通しに現在なつておるわけでございます。他方、現在通産省で考へております設備の凍結計画によりまして、現在、日本のアルミ製錬の生産能力は百六十四万トンほどあるわけでございますが、このうち三十九万トン程度を凍結いたしまして、設備能力を百二十五万トン程度まで減らすというふうな考へておりますが、そういういたしますと、その差額は輸入を必要とする、こういうことになってまいります。その輸入のうち、開発輸入分がどれくらいになるかというわけでございますが、五十五年度で二十八万トン、六十年で六十万トンくらいになるというふうに一応見通しを立てておるわけでございます。

以上でございます。

○工藤(見)委員(共) いま御答弁ありましたけれども、先ほどの合議の例やアルミの例を見まして、その他のいろいろな業種が挙げられるわけ

ありますが、企業の海外直接投資が進められる、それがいろいろな形で政府から助成も受ける、それがとりわけいま構造不況だと言われて設備の過剰が深刻だ、これは削らなければいけないというところ、一方で設備の過剰の度合いを大きくする要因となるような、あるいはなり得るような海外での投資が促進されている、こういう形というのは大変問題がある。矛盾しているというだけじゃなくて、企業界のそういう海外投資活動がそういう形で放置されながら、一方でそれが設備過剰の度合いを強めながら、そしてこの過剰を何とかしなければいけないという大変矛盾した話だと思ひます。このところはいまの政府の政策として大問題だと私は思ひますが、次の質問に続けたいと思ひます。

特定不況産業に何を指定するかというときに、一般的にこういうのが特定不況産業であるというのなら、これは第二条第一項の五号の中で「前各号に掲げるもののほか、これを読むと長いですからやめますが、この第一項五号に書いてあるこれに該当するものを指定するのだということではないわけですね。

○藤原政府委員 第二条の五号に指定の対象となるものの要件が書いてございますが、この要件に該当する場合に政令で指定をするいは候補業種でございます。お説のとおりでございます。

○工藤(見)委員(共) そうしますと、設備処理によつてその事態を、その事態というのは、一口で言えませんが不況ということなんだろうが、その事態を克服することができない業種、それは要件を満たさないから候補にもならない、指定もされないということと考へていいわけですか。

○藤原政府委員 ただいまの御質問の趣旨が、この法律の立て方が、設備の処理をやるかどうかという判断の前提は、二条の三項にございませう。に、当該業種の申し出ということとその後の手続が始まるわけでございますが、その申し出の有無というものを別にいたしますと、過剰設備の状況というものがあつて、それを克服しなくては

問題が片づかない、そういう業種を対象にするわけでございますから、いわゆる設備過剰という状態のない業種はこの政令の指定の対象にはなり得ない、かように考えております。

○工藤(見)委員(共) 私は何ったのは、設備過剰がないというのではなしに、設備過剰であって、同時に、設備処理をやれば、やり方はいろいろあると思えますけれども、度合いがある、形態もあるでしょう、とにかく度合いをいろいろ考えてやってみよう、そうすればこの不況は克服できる、そういう見通しがあるものが選ばれるので、そうでないものは選ばれないのかどうか、そういうことなんです。それを大事なので、ちょっと聞いておきたい。

○濃野政府委員 そのとおりでございます。

○工藤(見)委員(共) そうしますと、前に書いてある一、二、三、四の四業種は該当するというふうな考えでいるのですか。それとも、該当しないけれども、この五号でやられてしまうと該当しなくなってしまうので、この際入れておいた方がいいということをお勧めして入れたのですか、どうですか。

○濃野政府委員 一号から四号までに掲げた業種は、五号の条件に適合することが非常にはつきりしておる業種、むしろ私もそういう了解で入れました。つまり過剰設備の状況があるという判断で入れたわけでございます。

○工藤(見)委員(共) いや、私が聞いたのは、過剰設備があることはもちろんなんです、過剰設備の処理というのを通じてそれで不況状態を克服できるという見通しがあるからこそういふ形をとるのである、過剰状態があり、過剰設備の処理ぐらいいいのはなおどうにもならないということまで含めるわけではないのかと聞いたところ、そのとおりと答えたのでやめたのですが、そういうことですか。

○濃野政府委員 いわゆる構造不況業種、この法律に言う特定不況産業がいろんな問題を抱えておるわけでございますが、その共通の一般的な

問題として、やはり過剰設備を抱えている、したがって、その過剰設備の処理を図るということが、それで一〇〇%すべての問題が片づくとは私どもも考えておりません。しかし、非常に重要なその業種の抱えている問題は、過剰設備の処理を行うことによって解決ができる、そういうふうな考えているわけでございます。

○工藤(見)委員(共) だけれども、この法律の語感からいいますと、結局こういう処理を行うことによりその事態を克服する、そのことが国民経済の健全な発展を図るために必要である、こういう書き方をしております。これは当然、事態の克服ができるということが前提にならなければ、こういう書き方にならないと思いますが、その議論は押し問答していてもしょうがないのですが、たとえば造船業界について言いますと、これは日本経済新聞の三月六日の夕刊で、造船工業会会長の眞藤氏が、既存の設備を半減する、しかし、これだけではどうにもならないのだ、これは後ろ向きに対応だけであって、これだけではどうにもならない、五十三年度を補正し、五十四年度、五十五年度三年間で、財投その他で最低一兆五千億円ぐらいの需要を造船業界向けに喚起しなければこの造船業界は立ち直らないのだ、こう言っている。

これはまた、運輸省からいただいた資料でも、業界から要望している対策案の一から六というものは大体そういうことであります、それから最近の景気浮揚七項目の中にも、官公庁船の問題とか浮体構造物などの需要促進ということがいろいろあるということになっておりますが、そこで、さっき聞いたのは、この選定方で、不況産業であって、過剰であって、しかも過剰設備の処理でかなりのことがいくというところが要件であるかのようにしながら、実際造船なんかはそれだけではだめだということでも、もっと多くの政府の施策をこれからあわせて引き出すようにしているわけですね。そうしますと、結局この指定をされるということが、同時にその他のいろいろな対策をあわせて受け取れるという、打ち出の小づちのような役割

も果たすようになるのではないかと思います、その辺で、やはり法案としてはつきりと、設備処理によってどこまでやれるという見通し、そうしてそれがどういふ意義があるのか、それがはつきりしないままいろいろ指定して、それで安定基本計画をつくる、安定基本計画の内容たるや、これは主として設備処理に関する内容でありますから、しかもそれによっていかにも明るい見通しが出るかのようなものでありますから、そういうことをこの法案の特徴としているのですが、こういう非常にあいまいな規定といえますか、これはこういう政策としておかしいのではないかと。もっと要件というのにはつきり具体的に示す必要があるし、それから、これによっておのずからほかの対策もあわせてどんどん引き出すというふうな理由づけになるような、そういうことにしておいてはまずいのではないかと思います、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○濃野政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、いわゆる構造不況業種が抱えておる問題はいろいろございまして、設備の処理のみをもつて当該業界の抱えておるすべての問題が片づくとは、私も考えておりません。しかし、先ほど申し上げましたように、過剰設備の存在ということが、ほかのいろいろな施策を仮にやるといたしましても、この存在が結構限りの解決の基盤がでないというものが構造不況業種が抱えておる非常に共通の問題である、そういう認識でこの法案の御審議をお願いしたわけでございます。したがって、ただいま、安定基本計画の内容は設備の処理に関する事項だけではないか、こういう御指摘でございますが、これは、この法案の目的と申しますか、中で考えておる手段が、構造不況業種対策の中の設備処理ということに注目してこの法案を用意、立案をしたわけでございますので、したがって、こういう体系になっておるというところでございます。

なお、この法案がいろいろなほかの対策の引き金になるのではないかと、このことでございます。

が、設備処理問題が片づけば、それは業界の首脳部の方あるいは個々の方、いろいろ御意見があると思いますが、私は、基本的な問題は十分に解決されるのではないかと、こういう認識でおるわけでございます。

○工藤(見)委員(共) 結局、設備処理によって基本的な問題が片づくという認識、また、そういう形でこの法律ができておることだと思いたしますが、少なくとも造船業界なんかについていうと、私は当てはまらないと思っております。

それは長くやっておてもしょうがありませんが、この設備処理が構造不況産業の企業の相当部分の経営の著しい不安定といった状態を克服できるとしたら、それは具体的にどういふメリットを通じてですか。つまり過剰設備という状態がある、それで廃棄ということを通じて経営の安定に至るとしたら、フローチャートみたいにしてかくとしたら、どういふことがそこで働くからこのメリットにつながるのか、それをちょっと詳しくお聞きしたいのです。

○濃野政府委員 御質問に直接お答えすることになるかどうか分かりませんが、私も、当然のことながら、経済の動きの中にはいろいろな波動があることは事実でございます、そういう意味での景気の好況、不況というものの波は、経済運営の中でいろいろなかつこうで出てくると思えます。これにはそれぞれの事業者の対処の仕方というのはいろいろございまして、業種全体としてたとえば生産調整、需給調整というかつこうで対処ができると思えます。つまり過剰設備の処理ということは、そういう短期的な需給調整あるいは短期的な変動を超えまして、非常に長期の目で見てみましても、いわば根っこにあるべき供給力を超えたところがあるということでございます、やはりこれを業界全体の力で一緒に処理をするということとは、いわば将来の長期的な需給関係、これを判断し、あるいは長期的な需給関係の見通しの中でこの需給というものが動いていきま

ということでは非常に大きな意味があるのではないかと、一般的に申せばそういうふうな考えておるわけでありませう。

○工藤(見)委員(共) いまの御答弁だと、設備過剰だから、その設備過剰の部分を取ればよくなるだろうという一般論であって、個々の企業にとつてみれば、不況ということでは深刻な事態でしよう。個々の企業にとつてみると、業界を挙げて設備廃棄をする、処理をするとなれば、たとえばそれが市況の回復につながる、これがメリットとなるのかどうか。なると思ひますけれども、それが考えられるのか。それから同時に、設備廃棄が固定費の削減につながるのかそういうことになるのかどうか、こういうことを聞いておるわけですか。

○濃野政府委員 私は、過剰設備の処理というところが短期的な市況の回復に影響を与えるということとは本来あるべきではないのではないかと、それは短期的な需給調整、生産調整の問題でございまして、先ほど申し上げたように、もっと長期の目で見たバランスの問題として考えるべきではないか、もっとも、その長期的なバランスの回復が可能だということはいろいろ心理的な問題として響きはあろうと思ひますが、直接的に短期的市況の回復につながるものではないのではないかと、こういうふうな考えております。

それから第二に、過剰設備の処理を行うということは、個々の企業にとりましてはいろいろなメリット、デメリットのかっこうで出てくると思ひます。たとえばある企業の抱えておる設備が全体的に非常に新しい設備で、これをつぶすということとがどうかという問題もございませう。それから、企業会計上にこれをどう処理するかとこのことは、企業の経理の面その他でも、かえって一時的にはいろいろな負担をかけるという問題もあるかも知れません。しかし、それはその業種として、あるいは企業としての長期的な判断の面から見れば、過剰設備の処理が全体として進むということは、単なる業界のみならず、個々の企業のべ

ースに立つてもメリットと考えるのではないかと、こういうふうには私に考えております。

○工藤(見)委員(共) いや、個々の企業にとつて見れば、この安定基本計画をつくつたら、設備を処理することになるわけですね。その場合、実際いま企業会計上の問題というふうになりましたが、たとえば設備を廃棄してしまふということになれば、特別損失を計上しなければいけない。これは経営で黒字が大きいときにはやりやすいかもしれないけれども、これは一つ負担になる。これ自体がメリットには必ずしもなれない。ところで、いまわが国の企業会計原則で、臨時巨額損失の繰り延べといった処理、これは天災などに限られておる。これは適用できないはずだと思ひますが、そうすると、これ自体がかなりマイナスになる。そうすると、別の面でプラスとして考えられるのは、一つは固定費がどれだけ削れるかという点にどうしてもなりますね。設備がもし完全に廃棄されるならば、これは固定費で減価償却費がそれだけ削られるだろうということになります。その分というものは、私は余り多くないと思ひますが、そうすると、もう一つの面は、市況回復ということがどうしても出てこない、これは合わないではないかということに当然なるわけでありませう。

そういうことで、これは公正取引委員長に伺いたいのですが、不況カルテルと比べて今度指示カルテルの方は、効果の上でどういう面でどういふ違いが出てくるのか。たとえば期間の上で最初からかなり長期にできるといふようなこととか、あるいはアウトサイダーの規制の面とか、市況回復とかいう面では一体どういふ違いがあるのか、これについて伺いたいと思ひます。

○橋口政府委員 独禁法の不況カルテルとこの法律に基づきます指示カルテルとの性格の違いでございますが、手続の面を省略して実体的な面だけについて申し上げますと、期間の問題、これも行政上の扱いの問題でございませうから、本質的な違いではございませう。ただ一つ、顕著な相違点と

申しますのは、不況カルテルの場合には、特定の商品の市場価格が平均生産費を下回る、こういう条件がございませう。したがって、市況が回復をいたしまして生産費を上回りました場合には、不況カルテルは原則として打ち切りになるということでございます。この設備廃棄指示カルテルにつきましては、その結果としての市況の回復があつて平均生産費を上回るようになりましても、それだけの理由で打ち切る必要はない、こういう実体的な相違があると思ひます。

○工藤(見)委員(共) いまの答弁で、やはり指示カルテルをやつた方が市況回復などの点でははるかに効果があるということだと思ひますが、それがたしか一つのメリットになることは、もう言うまでもないと思ひます。

端的に言つて、設備の処理を通じて、一方では特別損失の計上その他でマイナスを負うとすれば、市況の回復以外に固定費の削減ということへどうしても走らざるを得ないということになるかと、これがただ減価償却費が少なくなるということだけで済まないのではないかと。私、一昨日造船のSSKに参りましたが、はつきり言つて固定費、人件費を削らなければいけません。現実には大規模な人減らし計画と賃金カットをやつてきているわけですが、どうしてもそういうことになる。

それはたとえば通産省の資料によつて、合成繊維の五社について生産部門の従業員一人当たりの機械装置の簿価で見ますと、二百九十万円から七百万円ぐらゐになります。そうすると、その廃棄により減価償却費の軽減というのは、年間仮に十分の一と見ると、せいぜい二十九万円から七十万円ぐらゐですが、従業員一人当たりそれしか減らせないとすると、それに見合った従業員一人の方の人件費の軽減というのは、年間二百万円をどうしても下らないということになる。

かざるを得ない。そこへ駆り立てられていくのではないだろうか。しかも退職金に対しては、これはもちろん労使協議の上という前提だということですが、これは基金の債務保証の対象になるということになるのではないかと。どうしてもそういう性格が浮き上がってくるわけですね。そうすると、ここで例示四業種を含めて構造不況業種がすでに相当な人減らしをやつてきている。それが過剰設備、遊休設備、そういうものが多くあるということとを背景に行われてきた。したがつて、今度遊休設備を一層計画的に廃棄しようということになるならば、それで生産縮小しようということになるならば、拍車をかけるのではないだろうか。この点について答弁を伺いたいと思ひます。

○濃野政府委員 構造不況業種と雇用との関係の問題でございませうが、先生ただいま御指摘のように、構造不況業種は本来大変な過剰設備を抱えまして、経済全体が不況、沈滞の中で特に不況の波をかぶつておりました、現在までの動きを見ても、これは私も私どもが便宜的に、繊維あるいは平電炉、肥料、アルミ等々私どもの所管の業種につきましても、構造不況業種と製造業全体の中での従業員数の動き等を見ても、確かにいよいよ構造不況業種と呼ばれておる業種の従業員数の減少の方が、一般的な平均レベルより高いという傾向が出ております。

それじゃ、これからどうなるかということでございますが、これは設備処理がどういふかっこうで行われるかということによりまして、各業種業種の実態で非常に変わってくると思ひまして、私も、全体としてどうなるかということの把握は大変困難でございませう。

ただ、私も通産省の所管業種で見ますと、業種によつては、まだ企業の中での他部門への配置転換等で相当片づくのじやないかと思はれる業種、たとえば化学工業関係の会社等については、非常に複合生産でございませうから、設備処理のテンポをうまくやりさえすれば、そういう企業の内部の転換で片づく、あるいは関係会社の出向関係

で片づくというように、外にいわゆる失業というふうな問題を出すことは非常に少ないのじゃないかと思われよう。見通しの業種もございまして、一方、先ほどから御議論がございまして、たとえば平電炉業界でございまして、あるいは繊維産業の一部等につきましては、今後の景気全体の動きなりあるいはこの構造改善の進め方いかんによりましては、ある程度のそういう雇用調整の問題も考えていかなければならぬというふうな業種もあると思ひますが、総括的に申し上げまして、この過剰設備の処理は、安定基本計画でその設備処理のテンポ等もいわば雇用の安定ということの非常に有機的な関連で考えていかなければいかぬと思ひますから、その調整のよろしきを得れば、何とか雇用の安定ということを確認しながら設備の処理が進めていけるのではないかと、こういうふうな考えておるわけでございします。

○工藤(見)委員 大臣に伺いたのですが、いまの答弁の中で、この法案によって一雇用状態がどうなるのかというところはと把握できないというふうなことが、それから、実際にこういう設備処理が計画的に行われたときに、すでに進んでいた人減らしに一層拍車をかけられるではないかという点に対しては、はっきりした返事がないし、また、この法律の中にももちろん何の縛りも事実上ない状態なんです、この点について一体どう考えておられるのか、もう少しはっきり大臣に伺いたいと思ひます。

○河本国務大臣 設備の過剰の状態は、各業種によって非常に違つております。そこで、どの程度設備の廃棄が行われるかということでありまして、私も、ある業種では一、二割で済む業種もあると思ひますが、また中には、五、六割以上の廃棄をしなければならぬというふうな業種もあると思ひます。したがって、そこからは発生する雇用問題は、いろいろ工夫をいたしましてもある程度避けられないのではないかと、思ひます。もっとも、これまで不況業種、長い間い

る経営合理化に努めておりますので、ある程度の雇用調整は進んでおりますけれども、それじゃ一切もう雇用問題は起こつてこないかと思ひますと、それはまあいいのではないかと、このように考えております。

それにつきまして、政府といたしましては、法律の中でできるだけ対策を考えていくということとを述べておりますが、これまでの幾つかの制度等を活用いたしまして、極力この雇用問題に対処していかねばならぬと考えております。

○工藤(見)委員(共) 極力対処ということですが、問題解決できないと思ひます。

私は、造船について具体的にもう少し聞きますが、共産党の国会議員団として長崎県の造船も調査いたしました。そうしますと、これは三菱とSSKだけ挙げますが、ピーク時に比べてことしの一月というのは、減員数が三菱重工の場合が約一四%、SSKは八%従業員数が減つております。

ところが、いま会社側が出している人減らしの計画によりまして、これはさらに三菱の場合二・六%、SSKの場合ですと二・六%減らしていくという計画を出しているというふうなことになりますと、ピーク時に比べ、三菱の場合ですと二五%、SSKの場合だと二九%というふうな、ほとんど三割ですね。いままでじゃないのです、これから減らす。それにまたこの計画が乗つてくるわけですね。設備の廃棄とか処理とか、それが乗つてくるわけですね。それがされない前に、こういう勢いで進んでいるわけですね。

〔山崎(拓)委員長代理退席、委員長着席〕とりわけ下請に対して一体どういう考慮が払われているのだろうか。造船の場合、三菱、SSK、それからさらに長崎県内の大島と林兼について見ますと、七五年一月から七七年五月までに約六千人の減員になって、これは本工の方の減員率といふのは、さっき言った四社の一%に比べてこちらの方はもう三三・六%も減員が進んでいるわけですね。そしてことしの一月について言

ますと、SSKの場合ですと、いわゆる社外工、下請がさらに減つてしまつて、ピーク時というよりも七五年一月に比べて約八割も減つています。こういう進み方ですね。

ですから、もうすでに人減らしというのは、本工だけではなしに、下請がこれのようにどんどん減らされている。しかも造船などの場合ですと、設備を外に持っているという下請でなしに、もっぱら構内の主要な労働力の一部を構成している下請がかなり大きいわけでありまして、結局設備処理によって親会社の方が処理してしまうと、こんな法は何のメリットもないのです。何のメリットもないどころか、自分たちは設備処理について中小企業として共同処理などして受けられるという恩恵も何もない、もっぱら必要なのは運搬資金なんです、そのめんどろも見られない、それで人減らしはどんどんやらねばならぬわけじゃない、こういう状況がすでに出てきているわけですね。

これは私、造船だけじゃないと思ひます。やはり下請を広く使っているところもそうだと思うのです。こういうことを考えますと、今度の法案が下請や雇用に対して非常に大きな影響を及ぼすという実態があるのですから、仮にこの法律が成立して新しく施行されるとしたらどういうことになるか、結果は明らかじゃないかと思ひます。造船ですから、造船関係の運輸省の方からその問題についてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○間野説明員 長崎と佐世保につきまして雇用の減少について御指摘がございましたけれども、全体で見ましても、確かにピーク時は関連工業も含めて三十三万六千人ほどおりましたのが、現在は二十三万程度というふうな非常に減つております。ただ、現在までは、特に大手等におきましては、企業内他部門へ配置転換するとか、あるいは新規採用をやめて自然減も補充でいくというふうなことで、かなり進んでまいつたわけでございますけれども、五十三年度につきましては、特に工事量が非常に減少することが心配されております。

先ほどの御質問の中で、造船工業会の会長が、いろいろ工事量確保、工事量造出のための施策を提案しておるといふ御指摘がございましたが、これにつきましても、本来の過剰設備とは別に、特に五十三年度、五十四年度について仕事落ちるということを懸念しての御提案であると思ひます。そういうことでございまして、われわれとしましては、この法案によりまして過剰設備の処理ということは確かに基本的な問題でございまして、効果というものは中期あるいは長期的に出てまいるものでございまして、とりあえず五十三年度とか五十四年度については、いろいろ他部門への転換ですとか新たな工事量を創出するといふようなことで、極端な近間の落ち込みは何とか考えなければいけない、この法案だけでどうこうということではない問題であるというふうな理解しております。

○工藤(見)委員(共) 私、長崎県側ともいろいろお話し合ひしましたが、特に造船の場合非常に興味深いと思ひます。この法案に対して何の期待も抱いていないのじゃないかという印象さえ受けました。造船所に行つてみますと、設備処理をどうしてやつていいのかわからない、これも全くはつきりしない、それでまた、そういうことで直ちにメリットが出るわけじゃない、もっぱらさつき言つた固定費減らしで人減らしだけをやつていっているという点で、その中であと官公需船をどうしてはいいという点だけがでてくる、これが実態であります。そういうことで、先ほど来の質問で、特に直接のメーカーにとってこういう設備の処理や廃棄がどういうメリットをもたらすであらうかということを通じて質問をし、そしてそのメリットの追求という点になると、それがなぜ人減らしにつながるのかという点も明らかにしてきつたわけですね。

今度は、前回の質問でも私は出しましたが、特に四業種についても、ほかの重立った構造不況業種についても、個々の企業が単独で設備投資をやつてきたわけじゃない。それぞれ三井とか三菱と

か住友とかいろいろ挙げられるでしょうけれども、そういう大きな資本の集団で金融機関を背景に持ちながら設備投資をやってきた。平電炉の場合などで言いますと、高炉系、商社系、その他というふうに分かれるけれども、高炉系、商社系で大体八割を占める、こういう実態なのであります。そういうことで、さつき過剰設備を起した上での政府の責任ということの問題にしました。そのとき、政府にもいささか責任があるということでもありました。

民間側の責任ということを考えるときに、個々の企業ということだけでなしに、やはり何といつてもこういう背景に大きな金融機関、商社を含めてその責任が問われなければならないし、また、仮に設備の処理をするということならば、それにふさわしい負担のとり方ということがなければおかしいんですが、この法案には、そういう個々の事業者についてどういう努力をするかというところはありますが、こういう過剰設備をつくり出したグループ、あるいは銀行、商社、そういうものがどういう負担をするのか、責任をとるのか全く明らかになってないのは大変な欠陥法案だと思ひますが、その点について、これは大臣から伺いたいと思ひます。

○河本國務大臣 これは一番肝心な点は債務保証基金の運用のあり方だと思ひますが、この場合に、やはり商社、銀行等これまでの責任もありますから、適当な責任をとってもらふつもりでおります。具体的なことにつきましては、局長から答弁をいたします。

○濃野政府委員 御指摘のように、いわゆる構造不況業種、業種によっていろいろ実態は違ひますが、一般的に申し上げまして、金融界あるいはたとえば商社、大商社等々いわゆる金融的ないろいろな支援関係があることは事実でございます。しかも現在の過剰設備の問題が出てきた背景に、設備の投資をやるかどうかという判断、これは個々の企業家の判断の問題でございます、その裏の金融界あるいは金融的関係のある商社との間のい

ろいろな経緯は、個々の業種あるいは個々の事業者によって違ひ、いろいろあるとは思ひますが、しかし、あくまでも責任はやはり事業者の問題であると思ひます。その責任云々という問題は別として、この過剰設備の処理を進めていくためには、金融界あるいはそういう商社を中心とする関係業界の全面的な協力のもとでなければ、これは進められないと考えております。

そこで、いま大臣、一つの例として御答弁ございましたが、たとえば債務保証基金の運用等につきましても、保証基金が保証をしたとては裏負担の問題でございますとか、あるいは基金に対する協力の問題でございますとか、そういう面で金融界なり商社その他の関係事業者の全面的な協力を要請をしていきたい、こういうふうと考えているわけでございます。

○工藤(見)委員(共) その商社や金融機関の責任は部分的に認められたような御答弁だと思ひますが、この法案そのものでは、第四条などのところでは、もっぱら努力するのは事業者だということになっておつて、実際上一緒になって設備投資活動を進めてきた、あるいは資金を供給してきた側の努力とか何をしなければならぬかとかいう縛りがこの法案の中では全然かけられてないというところは、大変重要な点だと思ひます。

しかもこの裏保証、裏負担ですが、政府保証の裏負担をするというのですが、これはどうなんですか。個々の企業が企業の努力としてとつてきて、そしてこうとりましたよというとき初めて受けられる、そういうことなんですか。

それから、ついでに何っておきたいのですが、エコノミストの三月七日号で、日本長期信用銀行の調査部長竹内宏氏が「三分の一という話もある」と言つていますが、これは三分の二という話も聞くのですが、どの程度なんですか。

○濃野政府委員 この信用基金の保証をどういふかという行かという問題につきましましては、非常に技術的な問題がたくさんございまして、私、いま裏負担、裏保証という言葉も使ひましたが、

それじゃ、それをどうやってやっていくか、どういふ割合にやっていくかということとは、ただいままで何回も御答弁申し上げましたように、現在私どもも大蔵省当局、それから銀行、つまり金融機関の専門家の方たち、いま御指摘のございました長銀等も含めまして、銀行の専門家の方たちがいわばグループをつくりまして、そういう技術的な問題の詰めをいろいろやっております、三分の一とか三分の二とかいろいろ書いてございますが、私もまだ全く白紙でございます。その辺、協力体制というのを前提に、しかも信用基金の保証機能をどうやら一番うまく果たしていけるかという点について詰めていく段階でございます、まだ何ら具体的に決まっております。

○工藤(見)委員(共) 実際のこの法案の性格からいって、一口で言へば、ほくは大きな商社の救済法だと言へると思ひます。これまではほとんど設備投資をやらしてきて、そして経営状態が悪くなる、不良債権をつくつてもらつては困る、あるいはまた会社更生法適用になつてしまつて債権がどこまで押さえられるかわからぬ、そこで新しい基金が政府保証をやる。本来ならば、日本のいまの金融機関やグループの力から言へば、その過剰設備部分の担保抜き資金の部分は無担保で貸し付けてくれる力はある、私は、はつきりそう言へると思ひますが、その分を政府保証するということによりまして、会社更生法適用とかそういうことで避けてしまふ、避けられるようになる、そういう意味で救済法だと思ひます。

そして、いま言われたように、少しでも責任を負わせようということについて言へば、もっぱら裏保証である、裏負担である。ところが、その具体的な内容はこの法案で何の縛りもない。三分の一かもしらぬ、三分の二かもしらぬ。それは一体だれがとつてくるんだ、これさへはつきりしてない状況であります。しかし、もし仮に個々の企業がそれをとつてくるということになれば、どうしても自分が直接借りてきた金融機関、いわゆるこ

れまでの主力の金融機関、そういうところを相手にとつてくるという構造になると思ひます。そうすると、今度は金融機関の側が、この安定基本計画が悠々ときつちりやれるようにそういう立場は保障されて、しかも政府保証がありますから、自分のところのリスクというのはみんな政府にかぶせてしまつた形にして、そして今度は金融機関の側の圧力として、もっと人減らしをやれとか、固定費の削減をやれという形で合理化を急がせるといふ、そういう役割りだけは確保する、どうしてもそういうことになるのではないかと思ひますが、どうでしょう、これは大臣に御答弁願ひたいと思ひます。

○河本國務大臣 私どもは、こういう法律ができましても、業界がこういう法律に頼らないで、できるだけ自主努力で業界の再建をしてもらいたいというのを期待をしておるわけでございます。しかしながら、業界によりましては、どうしても自主努力ではやれない、だから万やむを得ずこの法律に依存してやつていこうという業界も出てくるであらうと思ひます。

いづれにいたしましても、いまお述べになりましたような問題等もございしますので、やはり商社や銀行にも積極的に参加をしていただきまして、みんなが集まつて工夫をこらして、そして問題を打開しないことにはうまいかないのではないかと考えております。だから、余り形式にとらわれないで実情をよく判断いたしまして、効果が上がるように持っていくたいと考えております。

○工藤(見)委員(共) やはり法案というものは、国会で審議して国会を通す以上、規定というものはつきりしてなければいけないんで、責任ある者は責任があるとし、それで努力させる者には努力させるとし、その限度とか内容、そういう規定というものが当然なければいけないのです。特に今度の日本の過剰設備とかあるいは構造不況をつくり出した一番張本人の方は、きわめて自由に、これからのいろいろ協議して自由自在にやつていきましようといつて何の縛りもかけられない、そうい

う性格の法案だとしても見ざるを得ません。

そこで、最後に一問だけ。いまの円高不況の問題で、円高がさらに進行していく。進行していけば、当然構造不況業種の広がりとかその深刻さの度合いが広がると思うのですが、こういうことに對しての対策なしに、結果として出てくる設備が何%過剰だという状態、そこだけをちょん切つていこうというそういう法案になっているんじゃないか。というのは、政府自身が円高を大体どの程度でおさめるとか、あるいはいまは異常過ぎるくらいいずれもとへ戻すとかいうそういう方向性というものはつきり示されてない、どうしてもそう考えざるを得ないのですが、その点について伺いたいと思います。

○河本國務大臣 円高がわが国の産業に非常に大きな影響を及ぼしておることは、これはもう御指摘のとおりでございます。そこで、昨年の年末には二百四十円という水準、この水準で全産業に及ぼしておる影響を調査いたしました。産業政策を立案したわけでございますが、最近の事情は激変をいたしておりますので、いま最近の事情につきまして急いで調査をしておるところでございます。近く結果が判明いたしますので、それによって判断をしたいと考えております。

○工藤(豊)委員(共) これで終わります。

○野呂委員長 大成正雄君。

○大成委員 ただいま工藤委員が最後に円高と構造不況対策とのかわり合いをお尋ねになったわけでありまして、私もその辺から承つていきたいと思ひます。

昨日の東京市場の寄りつきが二百二十五円、先物相場で二百二十円、こういった異常なというか、急激な円高基調が続いておるわけでありまして、これに對しまして、大臣も本委員会でも積極的にお答弁をいたしておりますように、ともかく景気の拡大がドル減らしにつながるという、そういう発想でいろいろ手法なりあるいは政策の選択をすることが大事なことだということを強調されておられるわけでありまして。

去る二十五日に政府が円高対策の景気浮揚対策の七項目を挙げられておるわけでありまして。これによって實質経済成長率七%程度を達成する。ドルについては幾らぐらに持つていくということを書いてありませんけれども、ともかく外貨保有高三百億ドルに迫ろうとしておる、こういう状態でありまして、この委員会においていま私たちが審議を進めております構造不況対策も、そういった内外の経済基調の中で判断をしていかなければならないと思ひます。

そこで、日英経済シンポジウムにおいて英国のエノミストのレディング氏が一つの論文を発表して、二十六日の日経紙がその概要を伝えております。一説をいたしまして、私、非常に示唆に富んだ論文だと思ひますので、あえてその論旨を引用させていただきます。政府の考え方をただしたいと思ひるのであります。

このレディング論文からいいますと、景気の拡大が輸入の拡大につながる、また製品輸入比率を高める、したがって外貨収支は均衡といったそういう論理が、なかなかそういう方向には行かないのではないかと、日本の市場調整メカニズムと申しますか、そういったものがそういう矛盾をはらんでいるというところを率直に指摘されておられるわけでありまして。景気拡大策は、レディング論文では、自国製品の消費につながる、結局なおかつ日本製品の競争力は一層拡大する方向に行く、そして貿易黒字は多少減るでしょうが、それは石油と原料輸入増につながるべく、したがって、先進国の不況産業にとって何らの助けにもならないという一つの論点でございます。この点についてまず政府の考え方を承りたいと思ひます。

○河本國務大臣 その論文は私も拝見をいたしました。いろいろなことを言っておりますけれども、要するに、日本経済は力があるんだからもうと世界全体の経済の発展のために努力したらどうだ、これまでの努力はきわめて小さくて不十分である、こういう趣旨を言っておるのだと思ひます。その点に關しては私も全く賛成でございます。

まして、現在の日本の経済力及び世界における立場等を考えますと、やはり経済協力、いろいろな面があると思ひますが、それに飛躍的に力を入れていくということが必要であらうと痛感をいたしております。

○大成委員 次に、この論文の趣旨からいたしますと、いまのような日本の景気拡大策というものは、インフレにつながっていくという点を指摘しておるのであります。昨日あたりの株の相場を見ましても、ダウ平均の記録を出しておる、こういった状態でありまして、一面、かつてとは違った過剰流動性と申しますか、金のだぶつきというものがそういう方向に集中をしておるというふうにも見られるわけでありまして、いまの景気浮揚対策が物価騰貴やインフレにつながるかどうか、こういった心配についてはどのように考えておられるでしょうか。

○河本國務大臣 現在とております景気政策を成功させるためには、やはりその前提としての物価対策が、一番大事だと考えております。でありますから、昨年の年末に予算を決めましたときに、特に公共事業に必要とする物資の需給、物価の動向に對しては万全の配慮を払わなければならぬということを、特に閣議で決定をしたわけでございます。

ただ、いま御指摘の点は、為替相場に介入をいたしました結果手持ちのドルが相当ふえておるではないかと、それが当然一部円資金となつて為替市場に還流されておるという株高になつておるのではないかと、こういうお話でございますが、確かにそういう傾向はあると思ひます。ただ、前回の過剰流動性の時代と違ひますことは、前回、とにかく土地を買い、物を買い、株を買い、こういうことでは狂乱状態でございますが、今は、土地を買い、物を買い、株を買い、今ではございませんで、一部は預金になりあるいは一部は証券投資になつておる、こういうことで、前回とは相当事情が違つております。でありますから、このことが直ちに物価の上昇につながると思ひます。

は考えておりませんが、しかし、よほど気をつける必要があると思ひます。

○大成委員 せっかくでございますから、この實質のない株高に對して、大臣はどのようにお考えですか。

○河本國務大臣 これは、つい先般までは余剰資金の非常に多くの部分が債券投資に向かつておつたのであります。公定歩合が下がり、そして金利水準が非常に低下をいたしましたので、そういうこともございまして証券投資にこれが向かつておる、このようにも判断できると思ひます。ただし、ある意味におきましては、私は、多くの方々は日本の経済の将来に對しては決して悲觀はしておられないだらう、こう思ひます。悲觀をしておられれば、当然資金は別の方向に向かうはずでありますけれども、相当部分の資金が証券投資に向かつておるということは、やはりある程度将来を展望しておられるのではないかと考えております。

○大成委員 先刻申し上げたような急激な円高が日本の産業再編は避けて通れないということを、このレディング論文でも指摘をしておるわけでありまして。全くそのとおりだと思ひます。いまこの構造不況法案等によって象徴的なのは円高対策等でございますけれども、円高による産業被害の救済策というものが先に立つて、一部合議等においては産業再編論といった方向も打ち出されておりますが、この円高によって西ドイツのようにもつと産業の再編論というものがアブローチしてきてもいいのじゃないかというふうにも思ひます。政府がそのような政策の選択を強く打ち出すことがいかにどうかは、時期的にむづかしいとは思ひますが、いまの円高基調は、必然的にその市場調整メカニズムの帰結として日本の産業再編成は避けて通れない、こういった考え方に對して通産省はいまどういふ政策の誘導をしようとしておるのか。その一環として構造不況法案も提出されておるものと思ひますが、この程度のもので産業再編につながるのかどうか。特に主要産業の世界

的な位置づけ、また、日本の産業の活力を温存するといったことを背景として、この産業政策論というものをどのように政府は考えておられるのかを承りたいわけであります。

○河本國務大臣 産業再編成というのは、比較的短期間で考えるべき課題じゃないかと思いますが、もう少し中期的に考えますと、日本としてはその前に産業構造の転換という問題がございまして、昭和四十八年にオイルショックが起きました。政府の方は産業構造審議会に昭和六十年代を目標として日本の産業構造はいかに持っていきたいかというところについて諮問をいたしました。その後、答申をいただいたわけですが、五十二年は手直しをしましてそのまゝになっておりますが、五十三年度には、やはり六十年を見通しました産業構造のあり方についても一回検討していただくと考えております。

ただししかしながら、この産業構造の転換をする場合におきましても、そういう写真真はできましても、経済がある程度回復いたしまして活力を持ちなせんと、よたよたした経済の中で産業構造の転換などは進められるものではございません。だから、その前提といたしまして、ここ当分の間は七％または七％近い経済成長を続けるということがその前提条件であらうと私は理解をいたします。そのために、景気の回復ということを最優先課題として取り上げておるわけでございます。

たまたまオイルショックが起りまして、ある業種は非常に悪くなり、またある業種は非常に悪くなつたという大きな影響が出たわけですが、悪い業種はなかなか立ち直りません。産業全体の足を引っ張る、こういう状態でございまして、今回お願いをいたしております法案の御審議をいただいておりますが、この法律案が成立をいたしました、構造不況業種の設備廃棄というものがあつた程度進んでまいります、当然御指摘のような再編というものもある程度起

こつてくると私は思います。これは業界ごとにそれぞれ規模とか進み方は違ふと思いますが、もう避けて通れない課題だと考えております。

○大蔵委員 これは大臣が読売に円高対策として発表しておられる対談の中身であります。大臣がこのまゝおっしゃられたのかどうかわかりませんが、先進工業国の中で一番少ないのは恥づかしい。こういうことをお述べになつておられるわけでありまして。

そこで、先ほど引用しましたレディング論文の結論として、日本のとるべき円高対策として資本輸出に目を向けるべきだ、特に日本はアフリカ、中南米、東南アジア等の途上国のプロジェクトに対する融資計画に積極的の協力すべきだということとを言っております。ただし書きがついておりまして、この資本財の輸出のひもをつけてはならない、こゝ言つておられるわけでありまして、大臣のお考えとそう大して変わりはないと思うのであります。この内容といまの円高対策との関係について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○河本國務大臣 円高の背景はいろいろあるわけでありまして、一つはやはりわが国の大幅な黒字、それからアメリカの大幅な赤字、この二つが一番大きな力になつておると思ひます。

そこで、対策といたしましては、輸出に關しては数量で横並び、輸入に關しては緊急輸入の拡大、それからさらに経済協力の推進、こういうことを考えながらいろいろ対策を立てております。もちろん抜本的には内需の拡大ということが一番の柱にならなければならぬわけでございますが、直接の外貨対策といたしましては、以上申し上げました三つの柱を考へておるわけでございます。

私が日本の現状は開発援助で先進工業国の中で一番少ないということを申し上げましたのは、GNPのパーセンテージにおいて一番少ないということと言つたわけでございます。金額では日本も相当上位にあることはもう御案内のとおりでございます。昨年は〇・二四という非常に恥づかし

い数字でございましたが、こゝしはようやく〇・三強というところまで改善をいたしました。それにいたしましたも、これは日本の実力から考えますとまだ少ないわけでございます。これを少なくとも五年間に倍以上にしたい、都合によればその五年という年限を短縮したい、こゝいうことを目標にいたしまして開発援助を進めておるわけでございますが、経済協力といふものとそれだけではございまして、ほかにもたくさんあるわけでございます。経済協力全体を含めまして、やはりこれを早く拡大していくことが必要であると考えております。

日本経済の生きていく道は、内需の拡大もさることながら、世界経済全体が回復発展をいたしませんとむずかしいことはすでによく御承知でございますが、そういう意味におきまして、経済協力の拡大ということを先般も政府として決定をしたわけでございます。

○大蔵委員 そこで、ただいまお述べになつたようなお考えのもとで、具体的にさらにどのようにお考えかをひとつたしたいと思ひます。ございまして、二十五日に景気浮揚対策の一つの方向として、数量ベースで前年度と横ばいという方向を目標にしていこうということを言つておられるわけでございます。二百二十円台といったような円高基調の中で数量ベースで横ばいということは、円ベース、ドルベースではどうなのかということが具体的には問題になつてくると思ひます。具体的に通産の輸出統計等を引用するのは避けまされども、ともかくそれれいずれに比重を置くかによつて相当の問題があらはれます。その考え方をひとつ円ベース、ドルベースに引き直してどうか、二百二十円台の円高基調でどうかといったことであります。また、数量ベースで横ばいに持つていくということは、わが国の経済の実勢というもののが七％の成長というものを可能にするものなのかどうか、また、この輸出寄与率というものはどうなのかということでありまして。

それから、若干ミクロ的になりますが、この輸出関連産業地企業あるいは中小企業等において、二百二十円台になつたことによつて非常に成約が困難になつてきておる、あるいは従来の非価格競争力を上回つて価格競争力そのものにも問題が出てきておる、こゝういったことでありますが、それらについてもひとつ承りたいと思ひます。

それから、輸出を規制するということでもありますが、大臣は、拡大均衡的な方向で法制的なブレーキはかけないということでありまして、地域別に輸出統計等からしますといろいろ問題もあるやうであります。そういった地域別の規制のあり方、あるいは特にいま頭に描かれておるこの規制対象品目、こゝういったこと等いろいろ細々と申し上げましたけれども、ひとつ総括して承ればありがたいと思ひます。

○河本國務大臣 五十三年度の予算を編成いたしましたのは昨年の十二月でございまして、その予算編成に先立ちまして政府は五十三年度の経済見通しを作成いたしました。その経済見通しで、輸出は金額で、ドルベースで七％増という想定をいたしておりますが、数量では横並びである、こゝういう考え方に立つて七％増というドルベースの目標を掲げたわけでありまして、そのときは二百四十五円と想定しておつたわけでありまして、その後二百四十円台に年末から年始になりましたので、そのときさらに再計算をいたしましたところ、数量ベースで大体横並びということは、結局ドルベースで若干ふえまして、七・五％ないし八％見当の増額になるであらうと想定をいたしました。

【委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席】
昨今のような円高になりますとその数字は当然ふえるはずでございますが、これにはやはり幾つかの複雑な要素がございまして、まだ最終的には正確な計算はいたしておりません。したがいまし、数量ベースで横並びという線を指導してまいりますならば、七％という経済成長には影響は出てまいりません。
しかし、万一数量で減すということになります

と、これはたちまちのうちに七%成長にそれだけで影響が出てくるわけでございます。たとえば仮に五%減しますと、円ベースで一兆円以上の輸出の減になりますから、生産をそれだけ落とさなければなりませんし、波及効果を考えますと、経済成長率は一%以上低い水準に押さ込まなければいけません、こういうことにもなりますので、たちまちのうちにこれは雇用問題にも響いてまいります。また、これが導火線になりまして、世界全体に保護貿易という傾向が起つてこないとも限りません。でありますから、何とか数量ベールで横並びという線は堅持をしたいというのが私の考え方でございます。ただし、そのためには品目ごとに、また地域ごとにきめの細かい行政指導が必要でございます。それには関係者の間でいろいろ準備をしておるところでございます。

また、中小企業に対する影響は、二百四十円時代の調査はしておりましたけれども、最近の調査ができておりませんので、いま緊急調査中でございます。結果いかにによりましては、現在の中小企業に対する支援体制をさらに強化していく必要があらうかと考えております。

○大成委員 大臣お触れになりませんので、私の方から一つだけお聞きしますが、特に増加寄与率等からしますと、輸出がふえた主な品目でございますが、乗用車、トラックなどというのが一九・九一%、約二〇%近く、船舶が六・八四、オートバイ、こういったものですが、自動車に関して数量ベースである程度行政指導の規制をしていくといったようなことの内容について、カラーテレビと同じような考え方を持っておられるのかどうか、その点をひとつ承りたいと思います。

○森山信政府委員 自動車につきましては、私も、端的に申し上げまして、法的な輸出規制をする気は全くないわけでございます。概括的に申し上げますと、先ほど大臣から答弁のございましたように、数量が大体五十二年の横並びという数字でございます。これは先生も御指摘になりましたように、地域的な問題もその中に含まれて

ております。したがって、地域的な問題をにらみながら、自動車の輸出全体といたしまして五十二年度並みになるような行政指導をやりたいというところでございまして、現に特定の地域につきましてはしかるべき行政措置をとっておりますし、今後とも行政措置を強化してまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○大成委員 経企庁、どなたかおいでですか。この政府が二十五日に決定しました景気浮揚七項目で、マクロでお聞きするわけですが、需給ギャップがどのくらい縮小するというふうな計算の基礎を持っておられるのでしょうか、この点を承りたいと存じます。

○宮崎(参)政府委員 お答えいたします。

土曜日に決定いたしました当面の経済対策を実施することによりまして、私どもは七%成長が確実に達成されるというふうに考えております。その結果、需給ギャップがどういうふうになるかというお尋ねでございますが、先生御承知のように、一般に需給ギャップと申します場合にはいわゆるGNPギャップでございますけれども、GNPの概念と申しますか、成長能力そのものを測定するのは大変困難でございます。私どもは、その中で比較的現実な製造業における需給ギャップというものを計算しているわけでございます。

七%成長でまいりますと、最近稼働率の基準指数が変更になりましたが、大体企業の稼働率でまいりますと、五十三年度末、つまり五十四年三月には大体八割強程度にならうかというふうに考えております。

○大成委員 時間の関係もありますので、さらに個別的な問題について御質問申し上げたいと存じます。

最初に、この法案関係について優先させていただきたいと思うのですが、本法の審議の過程で、一つの修正意見として、期限五年では長過ぎるのではないか、これを三年くらいに縮めたらどうか、こういう意見が出てきておられるわけでありませう。わが党の立場からはむしろ逆で、これは五年

が当然だという考え方を持っておるわけでございますけれども、この法定期限を五年とした根拠もあろうかと思ひます。また同時に、これを三年に短縮することによっていろいろな問題も出てくると思ひます。私も具体的に幾つか触れたいのですけれども、時間の制約もありますから、この修正の問題として当然出てくる問題でございますから、その期限五年といったようなことに対する政府の根拠のある御答弁をこの際承っておきたいと思ひます。

○濃野政府委員 この法案立案に当たりまして、附則の第二条で「この法律は、昭和五十八年六月三十日までには廃止するものとする」ということで、ほぼ五年の期限立法といたしました。

いろいろな理由がございしますが、一番実質的な問題は、現在、御案内のように、設備処理、広い意味での処理でございますが、これには業種、業態によりまして進めていく期間がいろいろあると思ひますが、現実にはたとえばアルミ製錬等、この法律に将来乗ることを考えますと、五年間凍結をするというふうなことでいろいろ検討が進められております。そういうことで、やはり五年程度設備処理に時間をかけてやるという業界があるのではないかと、これが一番中心の問題でございます。

また、仮に設備処理がもっと短い期間、たとえば二年で完了する、あるいは三年で完了するという業界もあるかもしれませんが、ただ業種によりましては、たとえば残存者負担というふうなことで全体の設備処理を進めていくという方式をとる場合も考えられまして、こういう業界がございしますと、これは最後の処理までに二年とか三年という短い期間ではとても終わらない、やはり五年度程度の期間が必要ではないかというのが実質的には一番大きな理由で、五年というのを一応の必要期間ということとしたわけでございます。

○大成委員 もし仮に三年とした場合に、たとえば保証基金の取り扱いの問題等を考えるときに、廃止立法でそれはまた改めて法定したらどうか、

こういう一部意見があるわけですが、局長はどういうふうにお考えですか。

○濃野政府委員 ただいま御指摘の保証基金の問題は、これは保証期間の問題とも絡んでくると思ひますが、私、ただいまの答弁で申し上げませんでした。一応いま保証期間は五年というようにしてございまして、これを三年にした場合には、廃止法でございますれば、その廃止の段階でなお保証の期間が続く間は、この基金の機能を継続させるといふような処理ができるかもしれません。が、むしろ問題は、先ほど申し上げましたように、三年というふうなことにしました場合でも、実質的には、たまたま雇用安定の関係、それからその他いろいろな立場から見まして、設備処理の期間に五年要するというふうなことは、アルミ製錬業のような問題の方がむしろ実質的でございます。したがって、これが三年でなくなるならば三年間でその処理計画をつくると言われまして、なかなか現実の問題としてできない。そうすると、三年といたしましたけれども、そういう業界についてはやはり五年間設備処理という実体的な面での期間を認めなければいけません。そういうことでございまして、そういうことで私どもは、信用基金による保証期間が五年を一応前提にしてやっていると、このことは、むしろ業界によって現実に設備処理に要する期間が五年ぐらいいかかるものがあるというところから、この御審議を願っておる法案で五年、こうしたわけでございます。

○大成委員 過般も承ったわけでありましたが、この設備廃棄凍結融資の金利下げの問題は、業界も強く要望をしております。今回の公定歩合の引き下げによりまして、金利も全般的に下がっております。下げてございまして、この一月の全国銀行貸出約定平均金利で六・七六二という数字になっております。いま現在のもっと下がってきておると思ひます。すなわち、この基金を裏づけとした融資金利については、その後何か詰めがなされておるでしようか。

○濃野政府委員 この信用基金による保証をどう

するかという問題につきましては、前回御答弁を申し上げたと思いますが、非常に技術的な問題も多うございまして、関係者の間でいろいろ詰めを行っております。

いま御質問の金利の問題でございますが、これはこの前もたしか御答弁申し上げましたように、一応たてまえていたしましては、当事者間、つまり当該金融機関とこれを借りる事業者との間で決定される筋合いの問題であるということで、この信用基金による保証をめぐるとしての対象とはいたしていません。しかし、前回もたしか大臣から御答弁あったように、私もどなたもいたしましては、やはり設備の処理を円滑に進めていく上では、大変困っておる事業者、これが構造不況業種に属する事業者でございますから、設備処理に当たって金融界の全面的協力を期待をいたしております。その上では、一緒にひとつ業界全体、業界ぐるみで立ち直りをしていく上にはできるだけ安い金利で設備処理に伴う金融上の援助と申しますか、協力体制をとってもらふことを大いに期待し、そういう方向で私もいろいろのことを考えていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大成委員 この保証つき金融の他の事例等からしますと、大概金利は上限を幾らというふうに決めて金融機関と交渉をしていくのが行政のあり方だというふうに私も理解しておるわけなんです。この金利の上限を信用基金で真づけをすることによって決めるお考えはないのでしょうか。

○邊野政府委員 各金融機関と個々の事業者との間の金利をどうするかという問題、これはただいま御答弁いたしましたように、私も、この保証を行うにつきまして上限を決めようというふうなことは、現在検討の対象とはいたしておりません。

○大成委員 実際の場面を想定したときに、これらの対象となる業界は非常に不況業種でありますから、相当高金利の金融負担をかぶっておると思います。ですから、この点はまた改めて私どもも議論をしたいと思いますが、考えていないとい

うことでなく、ひとつ十分御検討をいただきました。このように思います。

次に、個別対策として幾つかの問題点を承りましたと思うのですが、二百二十円台といった円高によって、先ほど大臣の御答弁にもありましたように、一層不況要因は増大してきておるわけであります。特にこの影響度の高い幾つかの業種を挙げ承りたいわけでありますが、最もひどい造船業界の問題であります。

この二百二十円台といった円高に対して、幾つかの例を挙げて、問題の解決策をどうするか、せめて被害を最小限度にということ、海外発注船主の円離れの問題であるとか、値引きの要求であるとかいろいろ挙げておるわけでありますが、それらについての概括的な御意見を、この二百二十円台にどのように対応してその被害を最小限度に食い止めていく、またこれを救済していくという考え方であるかを私は承りたいわけであります。

○間野説明員 前回のあのいわゆるニクソン・ショックのときに、造船の方もかなり為替差損をこうむりまして、それ以来、円建てで海外船主と契約をするというのをやめてまいりました。ただ、おっしゃいましたように、円がこういう二百二十円台という高い水準になり、また、先行きも必ずしも見通しがはつきりしないということになりますと、海外船主もできるだけドルで契約をしたいという傾向が強くなっております。ただ、船の輸出契約の場合、延べ払い契約と現金契約とございまして、延べ払いについてはまだ円建て契約という方針でありますが、現金の場合にはいろいろ細工をすれば何とかなるということもございまして、かなりドルで契約するというものもございまして、かなりドルで契約することがございまして、最近では、延べ払いだと円になるといふような関係もございまして、現金払いの契約がふえておるといふのが実情でございます。ただ、一般的に船腹過剰等の影響もございまして、注文の量は非常に減っております。

それから、既契約船につきましても、確かに値引きの要求は幾つか出ておったように思います。ただ、円建てで契約しておったものが大部分でございまして、まるまるかぶるということではなく、従来の取引関係も考慮しまして、船主と造船所とで何かさう折半して負担しておるといふのが現状であると思っております。

○大成委員 二百二十円ベースというのは、海運にも大変な不況をもたらしておるわけでありまして、特に定期船部門の目減りという非常に大きな影響を与えておるようでありまして、そういった定期船部門の目減り対策については、いま運輸省としてはどのような対策をとらうとしておられますか。

○塩田説明員 ただいまの御指摘でございますが、現在までのところ、海運業におきまして定期船部門におきましては、非常に深刻な状態になっているというところではございません。今後先行きの問題としましては、全く見通しがつかないという考え方もございまして、現在までのところ、定期船が非常に大きな影響を受けているということではございません。

○大成委員 次に、合繊、石油化学、化学肥料といった一連の問題であります。しばしば本委員会でおるわけでありまして、昨年末までの自主交渉による第一段階の値下げは一応の成果を得たわけでありまして、問題は、一月以降の価格交渉の問題と、大臣の御答弁で相当思い切ったことではないと第二段階の調整はできないというふうに出ておられるわけでありまして、ここでも円高が来ますという、その第二段階の思い切った調整も避けられない。合繊、石化、化学肥料、それがすべてではございませんけれども、この原料であるナフサの問題は避けて通れないわけでありまして、これに対して通産当局としてはどのようにお考えでしょうか。

○大永政府委員 先生御指摘のように、昨年の十二月のナフサ価格につきましては、輸入物を

含めまして実質三千円引きということで大部分決着したわけでございますが、一―三月の価格交渉につきましては、まだ行われておりません。恐らく四月に入りましたならば、また最近におきまして需給、為替等の状況を踏まえまして折衝が行われることになろうかと思っております。

なお、輸入につきまして、五十二年度の下期におきまして増量を図ったわけでございますが、輸入の数量につきましては、通産省といたしましては、五十三年度につきましても弾力的に考えていきたいというふうに考えております。

○大成委員 終わります。

○山崎(宏)委員長代理 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時九分開議

○中島(源)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 大蔵省にお尋ねをしますが、公定歩合が引き下げられて三・五％ということになるんだけれども、今回引き下げられた〇・七五％、これが当然貸し付けの利下げにつながっていないといけないんだけれども、いつごろからどの程度貸付利息が下がるというふうに判断をしておられるのか、その点、いかがですか。

○石川説明員 公定歩合は、去る三月十五日に〇・七五％の引き下げが決定されて、翌十六日から実施されております。その際、日本銀行、それから大蔵省両方から、各民間金融機関の方に對しまして、金利政策の趣旨を踏まえて貸出金利引き下げに努力をし、円滑な資金の供給に努めていただきたいという要望をし、期待も申し上げて

いるという意向表明をしております。

これを受けまして、民間金融機関の方におきましては、短期プライムレートを連動させまして、同様に〇・七五%引き下げるということを決定いたしました。三月二十日からこれを実施しております。したがって、二十日以降の貸し出しにつきましては、借りかえの時期が来れば、あるいは新規貸し出しにつきましてはその都度新しい低い金利が適用になりますので、民間の方におきましては、逐次そうした形での金利の切りかえが進むものと思われまゝ。ただ、既成の貸し付けにつきましては、手形の書きかえ期などにおきまして新しい金利が適用されますので、若干の時間がかかるかと思ひます。

それから、政府関係金融機関の方につきましては、これはその原資でございます郵便貯金の利下げの方向がまだはっきりいたしておりません。郵政審議会が招集されておりますが、三十日にその審議が行われると承っておりますが、その結果、もし郵便貯金金利が下がるということになれば、資金運用部の預託金利も下げられまして、その下げられた原資を受けた各政府関係金融機関が金利を下げていくことができるという段階になりますので、政府関係金融機関の方の貸出金利の引き下げは、もう少し様子を見る必要があるのではないかと考えております。

○中村(重)委員 貸出金利が引き下げられているかどうかということ、追跡調査をおやりになるのだらうと思ひますが、それはいつごろおやりになりますか。

○石川説明員 貸出金利の引き下げの実行の状況につきましては、毎月平均約定金利という統計がございます。各金融機関別に統計を求めています。これは日本銀行で集計いたしておりますが、その統計の状況によりまして引き下げの実態が確認されていくというふうなことになるかと思ひます。

○中村(重)委員 従来の実績なんだけれども、毎月そういうこととおやりになつていらつしやう。

て、大企業と中小企業との貸出金利の差はどの程度になっていきますか。

○石川説明員 市中貸出金利の統計につきましては、大企業と中小企業という分類でそういう統計がございせんので、直接にただいまの先生の御質問の答えにならないかと存じますが、相互銀行、信用金庫の平均約定金利という統計はございます。それで、いわば代用ということに相なるかと存じますが、相互銀行の平均約定金利はこの一月末の時点で七・七%という統計になっております。相互銀行はピーク時、統計的には五十年四月になっておりますが、一番高かったときは九・七%という統計になっております。九・七%から一月末の七・七%まで二・〇%という引き下げが平均的には行われているということになるわけでございます。

○中村(重)委員 いま相互銀行と信用金庫のことについてお答えがあったのだから、的確に大企業と中小企業との差がわからないとしても、大蔵省は、そこあたりは十分注意を払つて、中小企業の負担を軽減していくというふうな配慮はあるんだらうと思ひます。相互銀行と信用金庫というのは大体中小企業なので、大企業はないわけですから、その他の都市銀行であるとか地方銀行、そこらはどうなつていきますか。

○石川説明員 失礼いたしました。

まず、全国銀行について申し上げます。全国銀行は、御承知のように、都銀、地銀全体を含めたものでございますが、これはピーク時を、五十年三月でございまして、九・四〇%、五十年一月末は六・七六%でございました。したがって、通算の引き下げ幅は二・六四%ということになっております。先ほど申し上げましたように、相互銀行は現在七・七%、通算引き下げ幅が二・〇%、いづれも全国銀行に比べますと若干高い、それから下げ幅がやや小さいという傾向がうかがわれます。これは、相互銀行の資金源でございまして預金

コストがそれだけ高いものになつていくというところ、あるいは経営基盤の強さ弱さといったいろいろなもの差がそこに出ていられると思われまゝ。ただ、私どももいたしましては、この金利引き下げの政策効果があらわれるように、中小企業にも十分均てんするように事あるごとに強くお願いをしております。

○中村(重)委員 公定歩合が引き下げられて貸出金利が下がつてくるということになりました。中小企業の金利が下がるというのは非常におくれのわけですね。ところが、円高による影響を最も強く受けているのは輸出関連の中小企業、また円高だけではなくて、全体的な不況の中で弱い中小企業というのにはさらに深刻な状態にあるわけですから、従来のように公定歩合を下げるのと大企業に対しては直ちに金利が下がる、しかし、中小企業は発言力が非常に弱いだけに置き去りにされていく、そういうことがあつてはならないと思ひます。だから、そこらに施策の重点を置いて、速やかに弱い中小企業、特に打撃を受けた中小企業に対して貸出金利を下げさせる、そういう行政指導が当然なければいけないと思ひますが、そこらの配慮はいかがですか。

○石川説明員 先生の御趣旨、ごもっともでございます。私も、事あるごとに金融界のいろいろな方々にお話をすると、中小企業に対する配慮ということに常に強調し、お願いをし、指導をしているところでございます。ただ、現在のような金融緩和期になりますと、実は金融機関もその資金の運用先をできるだけ優良なものにしたいという意欲が強いございまして都市銀行、地方銀行が中小企業を冷遇すると言つて語弊がございまして、そういう感覚は少なくなつてきております。中小企業のいいところを資金運用先としてつかまへたいという意欲がかなり強くなつてきています。中小企業、大企業であれ、企業規模の問題よりも企業の優劣、経営のよしあしといったところが融資に当たつての基本的な判断になってきている傾向が強くなつていくように思

われます。私どもは、中小企業だからといって冷遇するようなことがないように、金融機関に対して公平な効率的な運営をするように強くお願いをしております。

○中村(重)委員 あなたがおっしゃるとおりで、最近の都市銀行は企業成績のいい中小企業に貸し出しのシェアを拡大しようという傾向があるのです。またそのことが地方銀行であるとか相互銀行とかの弱い金融機関に対しては寄せが来る。勝手なことを都市銀行はやるという反発が出てくる。そこそこあたりにあるだらうと思ひます。ですから、中小企業の中でもそんなに強い中小企業の場合はまずおくといたしまして、やはり弱い中小企業に對しては特に保護的な意味も含めた施策が当然なければならぬと考えて強く申し上げたわけですから、十分そこいらに焦点を当てた対策を講じてほしいと思ひます。

〔中島(源)委員長代理出席 委員長着席〕この点については、岸田長官、あなたは中小企業庁長官として、中小企業のいま議論した問題について特に関心を持たなければならぬ。あなたの方で受けとめて大企業と中小企業の金利差であるとか、それから中小企業の中でもいま大蔵省からお答えがあつたような強い中小企業と弱い中小企業との貸出金利差はどういうものであるか、非常に不合理がある、弱いものはさらに弱くなつていくということをおとこでカバーしていかなければならない、そういうことがあなたの任務として当然なければいけないと思ひただけで、そこいらをどう把握をし、また、そうした不公平を是正していくために大蔵省とどのような折衝を続けているのか、また、続けていくとお考えになつていらつしやるのかを伺いたい。それから大蔵省に、歩積みの問題は、この間予算委員会の大蔵部会でも、大蔵大臣、銀行局長からお答えをいただいたのだけれども、特にこういふ円高と不況のダブルパンチの中で、円も二百二十五円になつて、恐らく二百二十円ぐらゐまで上がるのではないかと思はれる。輸出関連の中小企業

の競争力はますますなくなっていく。また、全体の中小企業は弱いなりに打撃も大きくなってまいります。歩積みの問題についてはらみ預金であるとかいろいろあるわけですが、特別な配慮がなければならぬと私は思います。それらの点に対してはどのように指導をしておられるのか、その点についてもお答えをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 私ども中小企業の経営の実情を見ておりました。やはり金利の負担が大きな圧迫要因になっていてと理解をいたしております。これを少しでも軽減できるようにすることは、中小企業対策としても非常に大きな関心事でございます。その意味におきまして、先ほどお話がございました約定平均金利の動きについては、私どもも毎月その状況をにらんでおるところでございます。

さらに、中小企業行政に直接関係のございます政府関係金融機関の金利の問題については、絶えず大蔵当局と連絡をとり、また三機関とも連絡をとって、中小企業の金利負担を少しでも軽減してはしいという声にこたえられるように注意を払っておるところでございます。幸い大蔵当局におかれても、中小企業の実情については十分理解をいたしていただいております。また、御協力をいただいております。私どもは思っております。たまたま公定歩合の引き下げがございましたので、これを受けてどのような形で政府関係金融機関の金利に反映させるか、この辺についても十分調整を図っていきたいと思っております。

○石川説明員 拘束性預金の問題につきましては、先生御指摘のとおり、私どもも非常に問題であると思ひます。かねてから強い指導を金融機関にしていただいております。その成果としましては、先生御指摘のとおり、五十二年五月の金融機関報告によりますと、拘束性預金比率が三・九%という数字に小さくなってきております。このいわゆる拘束性預金の歩積み両建て退治を始めたとしております三十九年五月当時には、二二・

三%という高い比率でございました。これが三・九%まで縮小され圧縮されてきたのは、先生方の御指導を受けながらの努力であると自負しているところでございます。

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕ただ、問題は、最近のにらみ預金でございまして、にらみ預金の実態はなかなかはっきりいたしません。私ども統計的な基礎も実は少ないのでございまして、大蔵省といたしましては、これまでに二回調査いたしております。

にらみ預金は、事柄の性格上、金融機関に調査をいたしても計数的には出てまいりません。預金をしていない預金者、企業者の方の心理的な問題でございまして、企業サイドを調べませんと統計的には出てまいりません。というわけで、まだ二回しか調べられておりませんが、第一回目は五十一年の二月でございまして、それから第二回は昨年の八月でございまして、

その場合ににらみ預金比率を申し上げますと、第一回目の五十一年二月のときは二・一三%でございました。それから五十二年八月、昨年の秋集計いたしました数字は九・五%でございました。これは金融機関報告ではございませんで、各企業に対するアンケート調査を大蔵省がみずから実施した調査でございまして、これが統計的に時系列がもう少し延びていきますと傾向が出てくると思ひますが、方向といたしましては若干ながらも改善されてきていると考えております。

私どもといたしましては、機会あるごとに金融機関に、拘束性預金はいけなないのだ、できるだけ圧縮してほしい、過当な圧迫を預金者に加えることのないように配慮してほしいということ、これはからも強く指導してまいりたいと考えております。

○中村（重）委員 さつき石川総務課長がお答えになった例の政府機関の通利の引き下げであるとか特利の関係ですね、これは資金運用部の関係になるわけですから、郵便貯金がどう決まるかによるわけで、それは理解できるのですけれども、大蔵

省は大体の見通しを立てて、通利を幾らにするかあるいは特利を幾らにするかということ、関係省庁とも連絡をとりながら準備を進めてきていて私は判断しているわけですから、確定的なことではなくて結構ですけれども、いま検討している通利並びに特利貸し付けについては、どの程度引き下げをしようとお考えになっていらっしゃるのか。

○石川説明員 失礼いたしました。政府関係金融機関のうち私が先ほど申し上げましたのは、特利の方の問題でございまして、基準金利は、すでに三月二十七日から民間の長期プライムレートと連動いたしました。〇・五%の引き下げを実施いたしております。その結果、開発銀行、中小公庫、国民公庫といった政府関係金融機関の最も基本的な基準金利は七・六%でございまして、これが七・一%に下げられております。

問題の特利の方でございまして、これはやはり郵便貯金金利の動向によりまして、またそのタイミング、下げ幅、いろいろ御議論いただくことだと思ひます。また、その下げ方いかんによりましては財政負担がかなりふえてくるというようなこともあり得るわけでございますので、財政の問題でもございまして、いま私がここで見通しを述べるといふような段階には、まだ立ち至っておりません。

○中村（重）委員 先ほど民間金融機関の金利がどの程度になったということでお答えがあったわけですが、六・七六二というところでしたか、全国銀行の場合、ところが、政府関係金融機関は、いま二十七日から実施したのが七・一%。政府関係の方が高いんです。

私は、政府関係金融機関の魅力というのか、また当然政策としてそうあらねばならないということとは、民間金融機関よりも金利が低いということ、

でないと、政府関係金融機関の意義というものが全うされないというように考え方をとって持っているわけですね、いふもそのことを主張してきたわけですね。ところが、政府といたしましては、その財源そのものが、資金運用部資金もこれ

を使うという形になっている、なかなか下げることは限度があるということで、どうしても政府関係金融機関らしい下げ方というのをやらないうね。だから、これはもつとやはり大幅に引き下げをする必要があるんじゃないでしょうか。

千葉県が新しい制度を実施したということ、この間新聞報道で読んだのですけれども、それによりまして、一般会計から大幅に投入をして全部県の財源でもって融資をするということなんです。ということは、政府関係金融機関の場合におきまして、やはり低利でもって融資をするというところになってまいります。一般会計の方から相当出資をしていく、低いコストの原資でもって融資をするということになってくるともつと下げられるだろう、また、下げなければならぬというように私は考えるのですが、その点、どのような見解ですか。

○石川説明員 金利は、当然のことながら、貸付期間によって違ってまいります。民間金融機関の場合には、一カ月、二カ月、九十日、百二十日というような手形に対応する貸付金利でございまして、政府関係金融機関の方は、これはかなり長期の貸し付けでございまして、中小公庫、国民公庫、長いもの、短いもの、いろいろございまして、三、四年といったようなもの、開発銀行ではもつとかなり長いものもございまして、単に表面約定金利の差はございせん、その貸付期間の長さ、資金の貸し付けの長さという点において比較をしていただきたいと思います。そういう意味では、政府関係金融機関の基準金利と申し上げました新しい七・一%というのは、民間の方の同様な、政府機関ほど長いものではありませんが、興長銀の長い貸し付けの基準金利、長期プライムと呼んでおりますが、これも同じように七・一%でございまして、

私どもの理解は、民間金融機関の長期のもの一番安いものが七・一、これを民間では長期プライムと呼んでおりますが、その七・一を政府関係金融機関の基準的なものとして、その下に特利と

いうものが体系が並んでおる、こういう理解でございまして、民間の一番安いものよりも政府機関の方が高いということにはなっていないように理解しております。

○中村(重)委員 十年以上、十五年、二十年くらい前は、政府関係金融機関の貸出金利というのが民間と比較すると非常に低かった。ところが、民間の金融機関というものの抵抗も実はあるのだからと思うのですけれども、総貸出高の中に占める政府関係の金融機関は一〇%というものを上下しているのです。ふえないのです。これもやはり相当民間金融機関の抵抗があるためにこれをふやさないのであると私は思っている。絶対額がふえても、比率はいま言う一〇%内外だ。金利の方もいまのようではなかったと思う。やはり政府関係金融機関というのは、金利の面において、貸出条件の面において社会政策的なものも加味しているというふうな、そういうことがうかがえたわけなんです。それが私は変わってきていると思うのです。

あなたがまだ幹部職員におなりになる前のことなんだから、資料をもってお答えになる以外にないのだからと思えますけれども、私はいつも関心を持っておりまして、この点は取り組んでいろいろ意見を申し上げたり、質疑をやってきたことあるのですが、その点はどのようにお考えになりますか。

○藤田説明員 話が歴史的な問題に関係いたしておりますので、所管いたします私の方からお答え申し上げます。

先生もこれは十分御承知と思えますけれども、かつては政府系金融機関の中小金利と申しますのは、民間の金融機関の貸付金利よりもかなり高かった時代がございました。たとえば民間の長期の貸付金利でございますプライムレートを政府系の中小金融機関の貸付金利はかなり上回っておった時代、これが大体三十年代ぐらまで続いております。昭和四十年代以降に入りまして、政府系の金融機関の中小関係の貸出金利の引き下げを圖

りまして、これは大体プライムレートと同水準では動くという形になっておるわけでございますが、ただ、昭和四十九年以降の非常な高金利時代におきましては、民間のプライムレートが非常に上がった。これに対応して政府系の中小金融機関の金利も引き上げるのは非常にお気の毒だという配慮から、民間のプライムレートと政府系の中小金融機関の金利の格差をつけたことはございします。しかし、最近におきまして民間の金利も非常に下がってまいりまして、一般の金利も下がってまいりましたので、政府系の中小金融機関の金利と民間のプライムレートを同水準とするという形で運営しておるわけでございます。

これはあくまでも一般論でございますので、今後の金利水準、そういったものを見ながら、政府系金融機関の中小関係の貸付金利というものはどういうふうにならなければいけないのか、財政負担の問題等も絡めながら私も検討してまいりたいというふうに思っております。

これはもう申し上げるまでもないと思えますけれども、中小機関の貸付金利を民間の長期のプライムレートと同一にしておりますのは、これは政府系の中小金融機関の貸し付けの一般の金利でございます。したがって、たとえば円高の関連の問題であるとか、倒産の関連の問題であるとか、もろもろの問題が発生いたしましたときには、それに対応してできるだけ低い金利で政府系の金融機関の金利を決めるということにいたしておりますので、一般論としては、やはり民間の金融機関の最優遇の長期の金利にスライドして動かす、しかし、必要なものがあれば、その必要に応じてできるだけ財政負担をしても金利の引き下げを図る、こういうのが私どもは政府系の中小金融機関の金利のたてまえではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 それは、政策金利というのは当然なければいけなから、いまお答えがあったように、円高、不況その他政策的に金利をずっと引き下げなければならぬのは下げているということ

は、私もよく理解しているのです。しかし、基準金利にしましても、民間と水準を合わせていくということはどうだろうかと思っております。バス会社なんかの場合、民間のバス運賃もそれから地方公共団体が経営をしております場合も、大体余り差がないようなことにしなければいけないという配慮というものはあるのだからと思っております。しかし、運賃はそれだけけれども、たとえば民間金融機関は採算外れのような路線は走らないのです。やはり採算というものを中心にしている。運賃は同じにするけれども、民間が走らないようなところを、やはり県民とか市町村民の足としての役割りを果たすために採算を度外視して走っている。どこかにそういう地方公営企業としての役割りを果たしているわけなんです。金利の場合もそういう配慮があつてしかるべきではないのか。

しかし、その配慮をどうしようかということになってくると、先ほどお答えがありましたような、そういう政策的な特別の低金利にしなければならぬというふうなことは、これは当然といたしまして、やはり基準金利の場合におきましても、政府関係の金融機関の貸出金利というものはやはり民間金融機関を幾らか下回る、それは条件的な面においても多少は社会政策的なものを加味していくというふうな配慮がなければならぬ。日本のように、こんなに経済の二重構造というものは他の国にないような、そういう特別な状態にあるわけですから、それはやはり埋めなければいけないのです。中小企業基本法その他の基本法などというふうなものは、やはりそこに焦点を当てた法律でもあるわけです。だから、具体的な面においてははたまた私が指摘いたしておりますようなことを生かしていくということでない、経済の二重構造、大企業と中小企業の格差というものは縮まってこないというように私は考えるわけですが、その点はそれはお考えになりませんか。

○岸田政府委員 御指摘のように、私も金利の動向については絶えず注意を払っております。必要があると思っております。ただいまの御議論の中

で、政府関係金融機関の金利を極力下げるようにという点、私も趣旨はよくわかっておるつもりでございますが、実情を見ますと、中小企業金融公庫の資金はほとんど全部が長期資金でございますし、国民金融公庫の場合にも、一年未満の短期の資金は約二%程度という実情でございまして、ほとんど長期である。そういうことからしますと、長期資金同士を比べてみれば、大企業の一一般水準と比べても低い水準にあるということが言えるのではないかとこのように思っているところでございます。

〔中島(源)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席〕

大企業でも興銀のプライムレートを適用できるものは一部分でございまして、もっと高い金利のものを使つておるといふ面もございします。そういうような点もひとつ頭の中に入れておいていただければと思っております。

金利の問題、私も絶えず気をつけて大蔵省とよく調整を図つていきたいと思つておるところでございます。

○中村(重)委員 保証協会の問題についてお尋ねをするのですが、今度保険公庫に対する融資基金が百億というふうなことで、準備基金が四百億、合わせて五百億ですね。従来は、準備基金よりも融資基金が予算面においては多く計上されてきたのです。五十三年度においては、準備基金がぐつとふえて融資基金は百億にとどまっているというふうなことで、倒産などというふうな点を加味して準備基金にウェイトを置いたのだらうと思つておるのですが、保証協会の保証能力を高めていくということからいいますと、貸し付けをやつて運用益というものをよつてやるわけですから、当然融資基金というものをふやしていく、そして保険公庫の保証協会に対する貸付金利をできるだけ低くするということが保証協会のためにな運用を行わせしめるようにしていく必要がある、そこで保証協会の保証能力を高めていくというところになるのですが、そこいらはどのように判

断をしていらいしやいますか。

○吉居説明員 現下の経済情勢にかんがみまして、信用補完制度の重要性ということに特に配意いたしまして、五十三年度の予算編成に当たりましては、非常に厳しい財源状況の中でこの信用補完関係の予算の確保に努めたところでございませう。その結果、ただいま先生御指摘のように、全体として五百億の出資になっているわけですが、その中では、当面最も大切な準備基金、これにつきましては四百億、それから融資基金につきましては、経営安定の分を含めまして百億、こういうふうに相なっております。

確かに先生御指摘のように、融資基金というのが各協会の経営の強化に役立つ面があるわけですが、同時に、融資基金というのは、実際にそれをもって保証するというためのものでございまして、最近の保証の実績を見ますと、現下の経済状況に即応いたしまして約一割程度の伸びしか見ておられぬ、こういう状況でございませう。そういうような状況も考えまして、百億の融資基金というものを予算に計上した次第でございませう。

○中村(重)委員 保証協会に対する保険庫からの貸し出しの金利、これを相当引き下げることにしているのか、そのこともお答えをいただきたいと思うのです。

それから、税制は税制として評価しなければなりませんから申し上げますが、保証協会に対して五億を今度出資されました。たしか五十一年度もやりましたかね。五億の出資、これは非常にいいことなんです。五億ですと恐らく百億以上の保証をすることになるのだらうというように私は思うのです。こういうことはひとつ大いにおやりになって、そして来年度は、五億なんていうことじゃなくて、相当思い切って十五億か二十億ぐらいはやはりおやりになるということ、そうすると、大蔵省は胸を張って中小零細企業のために大蔵省はこうやっているんだと言って、大いに声高々と中小企業者と接することができるよう、こう思

う。中小企業庁長官もあなたの方の前に立って深々と敬意を表するということになるのだらうと私は思うのです。いいことなんだけれども、五億はちょっと足り過ぎたというような感じがしてならないのだけれども、ここらあたりはどのようにお考えになっていきますか。先ほどの保険庫からの貸し出しの金利の問題を含めて……。

○吉居説明員 私ども、信用保証協会の経営の強化につきましては、これを大蔵省に配してございまして、できるだけ努力をしているわけですが、ただいま先生からおほめの言葉をいただきまして、協会对する補助金の五億というの、その一環でございませう。同時に、いま御指摘ありましたように、保険庫から各協会に対する融資基金の金利、この点につきましても、市中の金利動向、特に預金金利の動向に即応しまして、全体が下がっていきければ下げる、こういう連動の方式をいま考えておられまして、近くこれを実行したい、こういうふうに思っております。

○中村(重)委員 何ゆえに私が保証協会の保証能力を高めるためにもっと積極的な助成をする必要があるということをおっしゃっているのかといふと、最近では、保証協会の保証をつける、こう言うのが全部と言っているくらいにあるのです。零細企業の場合は、政府関係金融機関の貸し出しの場合、たとえば国金であるとかあるいは商工中金なども、例外なしに保証協会の保証を要求するといふ状態にあるのです。ところが、保証協会もまた大変でして、保証協会は、保証要求に応ずれば応ずるほど、代弁というのが出てくるのです。最近のように、さあ不況だ、円高だということになってまいりますと、なおさら持ち出しはふえる。てん補率が七〇%から八〇%ですからね。これと金利を最後まで保証協会は払わなければいけないのです。焦がついてくるわけですから、その金利を払っていくのです。そうすると、元金と金利と合わせますと、持ち出しが約三〇%になるのです。これは大変な負担なんです。そこで、私は、保証協会の保証能力を高めるた

めには、この三〇%の持ち出しに対して、たとえば七〇%か八〇%程度でも何らかの形の是正措置を別に見てやるということが必要ではないかというように考えるわけです。先ほど申し上げた五億の補助金だってその一環ということになるわけですから、これらの金額をぐっとふやしてやるということになってくると、よほど保証協会は代弁をしましても、行き詰まるということが幾らか緩やかになるというように考えるのですが、その点は、私の主張というものは無理な主張ということになりましかうか、いかがですか。

○吉居説明員 ただいま御指摘のように、保険てん補率を引き上げる、こういうお話でございませうけれども、これまた御承知のように、信用補完制度というものは、信用保証協会の保証とそれから中小企業信用保険庫の保証、この二本柱でもって成り立っております。ございまして、それぞれその役割を分担していることは申すまでもないところでございませう。このような信用補完制度全体の中で、中小企業信用保険庫の保険料率あるいはてん補率というものが実は決まっております。ございまして、これらは保険収支全体を総合勘案して決められているというわけでございます。

そこで、ただいま御指摘のような、てん補率をすぐ引き上げる、こういうお話につきましては、これはなかなかむずかしい問題であらうと思うわけでございますけれども、しかし、先ほどもお答えいたしましたように、私ども、信用保証協会の経理の改善強化ということには意を配っております。繰り返しになって恐縮でございますけれども、五億円の補助金というふうな、ああいう方式であるとか、あるいは先ほど申し上げましたような公庫から協会に対する融資基金の金利を連動させる方式とか、こういういろいろな工夫を行って、協会の経理の強化ということを考えていきたい、こう思っております。

○中村(重)委員 大蔵省は余りにも締めつけ過ぎるという点もあるわけです。たとえば保証協会に

収支の差額が出るでしょう。それが出ますと全部基本財産に入れさせるのです。私はそれは無理だと思ふのです。いろいろ必要経費というのもあるわけですし、予測しない出費というのもあるわけですから、予測しない出費と、あらかじめ収支差額を全部基本財産に入れさせるのではなくて、やはり別途積み立てを認めてやるということが必要ではないですか。基本財産の中に積み立てますと、大蔵省が取り崩しをなかなか認めないのです。最終段階で認めるということになるのですが、私は、初めから別途積み立てをある程度認めていく、全部基本財産に入れさせない、そういう配慮があつてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○吉居説明員 決算の結果収支の差額が出た場合には、たとえば求償権のための準備金に繰り入れるといったようなこともあるわけでございます。現にそれを行っているわけでございますけれども、基本財産に繰り入れます場合には、結局それがまた保証倍率を通じて貸し付けの原資がふえる、こういうふうなメリットがあるわけでございます。

○中村(重)委員 それはメリットにはなりませう、基本財産の三十倍から六十倍というのが保証枠というのか、それだけ保証ができるわけですから。しかし、それはそれとして、当然取り崩しを認めなければならぬ出費というのがあるわけだから、平均してみてもわかつてはいるわけですね。そういうものをあらかじめ弾力的に基本財産の中に繰り入れさせないで、別途預金を認めてやるという配慮があつてしかるべきだというように私は思うのです。

それから、保証能力を高めるためには、いまあなたがお答えになった基本財産ですね、三十倍から六十倍というのではなくて、これをもう少し引き上げてやる、それは認めていいんじゃないか。三、四年前から幾らかこれは引き上げまして、たしか最高五十倍であったのを六十倍まで上げていますから、改善はしているのですけれども

も、私はもっと大幅に引き上げてやる段階にあるんだらうというように思いますが、この点、いかがですか。

○吉居説明員 その利益に対して何らかの繰り入れを行つたらどうかというお話につきましては、先ほど申し上げましたほかに、現在千分の六から八までの間で責任準備金に繰り入れることができるというところになっておりまして、この辺は各協会において状況を見て繰り入れを行つておるわけでございます。

それから、その次の御質問の保証限度、保証倍率をもっと上げたかどうか、こういうお話でございます。引き上げ要望というものが確かにございまして、それにつきましても、私も従来から内容を十分検討の上、弾力的にこれを認めてきていたところでございます。現に五十年におきましても二十二協会、それから五十一年度におきましても七協会、五十二年におきましても、五十三年度の二月まででございますけれども、二協会というものを上げて、その限度の引き上げというところを行つていくわけでございます。今後とも個々の協会の保証の動向やあるいは経営内容というものを総合勘案しまして、この点につきましても弾力的に対処していきたい、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 倍率の引き上げというのは、代弁の少ないようなところの倍率を高く見てやるというふうなことで、代弁が非常に多いところは抑えていくという懲罰的な点があるんじゃないかと私は思っているのだけれども、これは質問、答弁という形ではなかなか——いやそうじゃないとあなたは言うだろうし、私はいまのように申し上げている。だから、これはいつか資料で見てもうじゃありませんか。そうすると、私になるほどということと理解をするか、あなたの方が反省することになるのか、これはデータがありましようから、そこでまた議論するということで、この問題は持ち越しておきたいというふうに思うので

それから、倍率の問題でも、倍率いっぱいというのには保証協会も保証できないのです。ということとは、ピークがあるということですか。それからもう一つは、国でも県でもいわゆる制度融資というのを、保証協会には別に相談はないわけだけれども、一方的と言えは悪いことをしているように聞こえますけれども、私は制度融資をするということはいいいことだと思ひますから、決してそれを責める意味で申し上げているのではありません。

制度融資を政策的な点から国でも県でもやるのです。保証協会は、そういう制度融資というものがまた改めて出てくるわけですから、そこあたりも配慮して、先ほど申し上げたピークの問題も考へて、倍率いっぱい保証することを控えるのです。だから、申し上げたように、この倍率に手かげんをして倍率を高めようというふうな方向が、保証能力を高めることにつながるんだということが一点であります。

もう一つは、保証協会の地位を確保してやるということが必要だろう。単に從属的な付屬機関という形で保証協会を見るべきではないんじゃないのか。保証協会の位置づけというものをこの際考へていくということでないか、いろいろ私が指摘いたしましたような矛盾という問題点がどうして残るような気がいたした。保証協会の位置づけについてどう考へになるのか、先ほど申し上げた倍率の問題も何か補足して御答弁いただければ、私の重ねての指摘に対してあわせてお答えをいただきたい。

○吉居説明員 現実の保証倍率を見てまいりますと、各県それぞれ違ひますが、平均では約七割というところになっておりますから、確かに満杯を使つておるわけではございません。ただ、先ほど申し上げましたように、それぞれの協会からの保証限度の引き上げ要望につきましては、私も、よく内容を審査いたしまして弾力的にやつていききたい、こういうふうに考へております。

なお、保証協会の地位の向上ということでございますが、私も、保証協会は非常に重要な機関

であると考えておりました。別に、先生おっしゃいますように、從属とかいうことはわれわれ全然考へておりません。非常に大事なりっぱな機関である、こういうふうに思つております。

○中村(重)委員 それから、造船不況対策として、下請や関連中小企業団体は、親会社や会社更生法の適用を受けた際、手持ち債権があるわけですね。この手持ち債権を担保に保証協会の保証を受けて融資を受けなければ下請や関連中小企業は倒産してしまうというので、私がいま申し上げたような陳情活動を展開していただようであります。この点は大蔵省としてはどのように受けとめていらっしゃるのですか。これは岸田長官のところにも恐らく来たんだらうと思うのですが、いかがですか。それぞれお答えいただきたいしょう。

○岸田政府委員 いまお話しのような趣旨の陳情、私も直接伺つておるところでございます。ただ、その席で申し上げたのでございまして、親会社に債権があるということだけで担保価値を見出すというのには、元氣いっぱい活動中の会社でもやつていないこととございまして、なかなかそのことと自体制度化するのはむずかしいんじゃないかと質的には親会社が倒れたということと困つておられることは事実でございますので、私も、中小企業信用補完制度におきましても不況業種の指定もやつておりますし、また、親会社が更生手続に入つたというふうなときには倒産企業の指定をするというふうな、信用補完面で十分な配慮を行うというやり方で措置をいたしておるところでございます。

なお、もうしばらくたちますといわゆる倒産共済制度が動き出すことになりまして、ふだんからある程度の掛金を掛けておけばいいというときに対応できるという体制ができるのではないかと、かように考へておるところでございます。

○中村(重)委員 これは大蔵省の方にはまだ行つていなかったのか。長官どまりかな。あなたの方が少し前向きで大蔵省とも話し合いをしてやら

ないと、かわいそうはかわいそうなんだ、親会社は会社更生法で生き延びるというのに。債権を持つておつてもしょうがないでしょう。つぶれてしまふでしょう。だから、それを担保にして保証協会の保証をして金を貸してほしいというのは、耳を傾けてやらなければならぬ問題だろうと私は思う。だから、いまあなたが言われたようなこと、これは後ろ向きだと私は受けとめざるを得ないのです。もっと突っ込んでいって実態をつかんで対応していくということが必要だろうというふうに考へますから、十分御検討いただきたい。

それから、円高とか輸出関連の中小企業は、私はいまピンチに立つていいると思ひ、二百二十五円というふうないろいろな為替相場のあり方では。そこで、対策をいろいろお考へになつていいるようです。新聞報道等でも、事業転換を推進するということなんですか、これを今後どう進めていくこととしておられるか、その点、ひとつ長官から。

○岸田政府委員 ごく最近の円高の急激な動きについては、私も非常に心配しながら見ておるところでございます。二百三十円台が割れたという状況に対応いたしまして、三月十七日付で急遽全国の七十九産地についての実態調査を実施いたしました。大体今週いっぱいで答へがまとめられるということになっておるところでございます。

なお、それに加えて、さらに二百二十円台の動きが強まっておりますので、近く主な輸出産地十産地余りに対しまして中小企業自身で特別にチームを派遣して、実態の把握及びこれからのあり方についての相談を行うということも計画をいたしておるところでございます。その場合に中小企業庁の部長をヘッドにするというふうな力の入れ方を考へておるところでございます。

対策でございますが、とりあえず円高緊急融資の対象となる業種の追加を行ひまして、より広い適用が可能になつてくるかと思つておるところでございます。そのほか、従来やりました制度の見直しをいろいろやつていく必要があるかと思つておるところでございます。ただ、正直に申しま

すと、制度的に打つべき手は大体一通り打ってございます。これからの問題は、いままでのような、しのぎをどうするかという問題ではなくて、これから産地をどういうふうに移していかのか、新しい活路をどうやって見出していかのか、いわば身の振り方をお互いに考えていくということが特に大切なのではないかと気がいたしておるところでございます。

○中村(重)委員 身の振り方、これは転換ということだろうと思うのだけれども、事業転換を推進していくのですか。具体的に新聞の報道だと、いま指定しているのは八十六業種かある。これを二十業種ぐらい追加をするという報道なんだけれども、そういう具体案みたいなものが準備されているのですか。だとすればどういう業種を追加していくかというのか。それから、貸出金利も引き下げるというようなことの報道なんだから、これは当初の三年が六・五%か、これをこの前五・五に下げたんだが、なおこれを下げるといふことだろうと思うのだけれども、これは先ほど大蔵省からお答えがあった全般的な問題とのらみがあるのだからと思うのだけれども、この点はどうお考えになっているのか。

それから、身の振り方ということ、転換をさせる、推進するということになってくると、受けざるが必要になってくる。受けざるがないと、いまの転換法なんて、どうぞあなたの方で転換なさるならばおやりなさい、税金は少しまけることにいたします、特別制度融資でもって低金利で貸し付けをすることにいたします、どうぞ御留意にと、こういうことなんで、何も積極的に行うという構えの法律じゃないですね。だから、こういう段階になってくるとそんなことではもうどうにもならぬ、もっと積極的な対応が必要であるというところで、いまお答えになったように三部長が先頭に立って、そしてこれからでも遅くはない、調査に乗り出すということだから、それはそれとして評価をいたします。評価をいたしますが、調査団を編成して三部長が団長になって行く

ということとは、ある程度の対応策を考えて、そして調査と同時に考え方もいろいろ説明をするという構えであろうと思うのですが、それについて、受けざるとして具体的にどのようなことをお考えになっていらっしゃるのか。

○岸田政府委員 いま身の振り方ということをし上げましたが、実は、この前のドルショックのときに各産地がどういうふうに対応したのかというところを、いまいろいろ調べておるところでございます。いま、それを見ておられますと、やはりあのようなショックを受けたときに思い切った合理化を進める、あるいは新製品を開発することによって切り抜けたという産地が非常にたくさんございす。しかし、中には減量経営に移行をしていった、あるいは事業の転換を行った、あるいは内需向けに転換をしていますが非常に隆々たる地位を築いておる、さまたま行き方があったように感ぜられるところがございます。

今回の新しい円高という事態に対して産地の声を聞いてみますと、いま申し上げましたようなさまたまの方向について、いわばいま模索の段階であるという感じがしておるところでございます。今度参りますチームは、実情の把握もさることながら、これから生き方について、個々の企業で、あるいは個々の産地でどういうことを考えているのか、またどういうことが可能と見込まれるか、この辺の見通しをつけ、また相談に乗り、また今後の支援の方向を探るといのが課題でございます。

対応策の中で事業転換の問題にお触れになりましたが、いまお話がございましたように、現在八十六業種が対象になっておりますが、近く二十業種程度追加するようにいま作業を進めておるところでございます。四月上旬に転換部会を開くことにいたしております。それまでに業種の詰めを行うという段取りで考えておるところでございます。それで転換の問題は、その後の動きを見ておりますと、ごく最近までで大体五十二業者認定を受けておりまして、このところ月に大体十件ぐら

いの割合で認定が行われております。いままでの業種にしがみついているよりは新しい天地で思い切って力を伸ばしていきたいという企業もたくさんあるように感ぜられますので、こういう方々をできるだけ激励をしていきたいと思っておりますところでございます。

○中村(重)委員 それで、最近ドル対法のときは比較にならないぐらに転換がふえているということとは、それほど深刻になっているということなんです。だから、この受けざるを十分考えてやらなければいけないということですね。特に製造業からサービス業等第三次産業の方にずっと雇用もふえていくわけでしょう。製造業はたしか九十万ぐら減って、商業、サービス業の方に百二十万ぐら新しい新たに雇用がふえているというように私は資料で見ているのですが、サービス業等いわゆる第三次産業というものは雇用創出の業種という形になっているわけですから、ここに相当力を入れてもらわなければならぬですね。

それで、受けざるということでは私提言をするのですが、これは大蔵省もお聞きいただきたいのだけれども、既存設備の買い上げをしてやらないと、これはどうにも転換はできないと私は思うのです。それから金利を大幅に引き下げる。それから据え置き期間を相当長く見てやらないと、半年や一年という据え置き期間ではどうにもならないですね。ある程度軌道に乗るまでは、貸し出しをした場合の据え置き期間が必要であるというように考えるのです。具体的には、少なくとも二年以上ぐらには据え置き期間を置いてやらなければいけないのではないのか。同時に返済期間の延長。それから税も、法人税、個人事業税もそうなんですけれども、軌道に乗るまでは税の免税をしてやるということではないと、これはなかなか腰が上がりませんというように考えます。

それから既往の貸し付けの償還猶予ということ、これは言うまでもないことですから、そういう点は十分配慮していく必要がある。それから、新たな一つの業種というのですか、

そういう形で進出をしていくという場合、どうにか地ならしをしないと、そこへまた大企業がぼんと進出をしてきて、せっかくこれで安定をしかかったかと思うと、また打ち崩されてしまうということになりますから、やはりそこを転換した企業に対しての保障ということを考えて、大企業の進出等はこれを抑制していくというようなことではないかなかなかうまくいかないというように考えます。同時に、事業転換した労働者だけじゃたらかというところであつてはなりません。だから、従業員に対する福利厚生施設に対して長期低利の融資をしていくということが必要であらう。

まだその他いろいろありますけれども、きめ細かな転換策を講じていく必要があると私は思うのでございますが、それらの点に対しては、いままでの経験等からいまして、いろいろな制度の制約というものはありますけれども、そのから出なければ、こういう深刻な状態の中で活路を見出すことにはなかなかならないというように考えるのです。いま、円高対策、黒字減らしとして、以前なら予想だになかったような、金を欲しい者はいないか、借りる者はいないか、何か売ってくれる者はいないかということ、もう全くなりというふうな取り組みをしているときでございます。それから、転換に対しては、少なくとも私が以上申し上げたようなことは最低限度の措置としておやりになる必要があるであらう、こう考えますが、それらの点はいかがですか。

○岸田政府委員 転換の問題については、私どもも、法律を制定して以降、これをいかにうまく使っていくかというところで腐心しておるところでございます。つい先日、転換問題に関する中小企業モニター会議を開きまして、現に転換を終わつた人、あるいは転換の計画が進行しつつある人、あるいは産地の方々の実情も聞いてみたわけですが、出席された方々は、転換を終わつた人については、転換してよかったということを言っておら

れます。転換中の方々は、現にいろいろの悩みを乗り越えよう努力をしておられるところですが、私もできるだけの知恵を出してこれを応援をしていきたいと思っています。

正直に申しますと、応援の手段としては事業転換法でさまざまな手段を用意をいたしておりますし、特に円高に伴って転換をするという場合には、先般の措置で五・五％という特利を適用する道を開いたところでございます。私は、いままでは、やはり事前に相当しつかりとした準備をするということが特に大切でございまして、その準備の段階でいろいろの情報を提供し、相談に乗り、激励をする、ここが一番大切なことではないか、これさえうまくいけば、いろいろの応援手段を活用して相当に活路が開けてくる、こんな感じではないかと考えています。

いま種々御指摘になりました点は私どももよく勉強いたしますが、率直に言って、いま受けております印象としては、申し上げたとおりでございます。

○中村(重)委員 石川総務課長にお尋ねするのですが、銀行が不況業種等に対して貸し付けを行うときに、人減らし、合理化というのを条件に貸し付けを行うということが相当高い声で批判されているのですが、これは御調査になっていらっしゃるのですか。

○石川説明員 格別調査はいたしておりませんが、昨春秋でございましたが、臨時国会の際にもそのような御議論がございまして、いろいろ金融機関の方に話を承ったことがございまして、また、その後もときどき折に触れて聞いておりますけれども、人減らしを直接の融資条件として融資をするというようなことは、ちょっと考えられないというところでございます。それよりも、やはり経営全般として融資にたえ得るような金、金融機関の方も、大事な預金をお預かりしてその運用に当たっておるわけでございますので、返らないということでは貸せないわけでございます。

で、やはり経営全般しつかりして返せるようなものとして融資に応じてほしいということをお願いしておりますけれども、人減らしということをお願いの条件とするようなことはあり得ないのではないかと、こういうふうに理解しております。

○中村(重)委員 考えられないことですね。ところが実際は行われているということも事実じゃないのでしょうか。企業が過剰労働力を抱えているのでしょいか。企業が過剰労働力を抱えている。したがって、いま当委員会において特定不況産業安定臨時措置法という設備廃棄の後ろ向き法律案の審議を実はやっているわけです。金を貸す側ですから、そこあたりは百も二百も承知している。だからして、過剰労働力はある程度整理しなければならぬじゃないかというふうなことで、考えられないことを、金を貸すという優越した地位、そのことがまた債権の保全にもつながるというところだろうと思うのですが、まことに内政干渉もひどいような要求というものが現実問題として行われているのだということを、私は、単なるうわさとしてではなくて、具体的にそういうことを聞かされているわけです。その要求をされた企業者からも、そういう点は十分調査をして注意は促していくということではないかというところを申し上げておきたいと思っております。

下請代金の支払い状況というのがどうなっているのかという点、これは通産省でございまして、それから建設省に対して、公共工事の前渡金はどの程度で、それからその流れをどうつかんでいらっしゃるのか。下請企業に対して大体四〇％程度が前渡金というふうなところから、どの程度下請企業にこれが渡っているというふうに把握をしていらっしゃるのか、お伺いします。

○岸田政府委員 下請企業に対する支払い条件、これは逆に申しますと、下請企業からの受け取りの条件になるわけですが、これにつきましては、毎月その実情の調査を行っておるところでございます。その結果を見ても、まず、現金比率の動きでございますが、大体四二・三％というところからこのところ推移をいたしております。それ

ほど大きな波は見受けられません。それから、手形サイトでございますが、これは総平均で申しますと、百二十日から百二十二日前後で推移をいたしております。

○広瀬説明員 建設業に関連いたします下請代金支払いの状況でございますが、私ども五十一年に実施調査しました結果では、代金の支払い期間、これは請求等があったからというふうなところになります。三十分未済のものが六五・三％、三十日から四十日未済のものが二五・七％というところでございます。また、手形期間につきましては、三ヶ月未満二五・八％、三から五ヶ月未満六三・八％でございます。現金比率につきましては、三割未満が一八・三％、三から五割未満が二〇・三％、五から七割未満が一五・五％という結果が出てございます。

なお、これは約三千社弱の調査対象につきまして、公共工事、民間工事を含まして調査いたしましたものの結果ですが、調査では、支払い条件、受け取り条件、それぞれに分けて調査いたしました。ただいまの説明は、これを取りまとめ平均的な姿で説明申し上げます。

前払い金の方でございますが、支払いの状況でございます。先生御存じのとおり、国、都道府県、市町村でございますと四割以内、それから公団、事業団でございますと三割以内、五割以内というふうなところで制度化されてございます。

ちなみに、実績で申し上げますと、五十一年度分では実績で三〇・七％という実績値が出てございます。これを金額で申し上げますと……(中村(重)委員「いいです」と呼ぶ)金額はよろしいですか……。

○中村(重)委員 いまの前払い金なんだけれども、いまのような数字を肯定するといいたしまして、渡されているのだけれども、ところが、その金が下請に回っていないのだ。親企業が押さえているのだね。そして下請にはもうできるだけ前渡金を渡さないだけでなくて、工事をやって、相当工事が進行した段階で金を渡す。そういう状態を

はたらかしておいいたのでは、いつまでたっても公共事業によるところの景気浮揚という形には私はつながってこないと思う。だから、そこはひとつ厳しく、地方公共団体とも連絡をとりながら改善をするということにしてほしいと思う。その点を強く要求をいたしておきます。そうしますか。

○広瀬説明員 前払い金等の流れでございますが、私ども五十二年の調査の結果では、いま先生御指摘のように、三割以下四割という形で出てまいります。その材料費で五・一％、これは元請が材料を買いましたものが下請へも流れていく材料でございます。それから外注費で三・八％、これが下請へ流れていく代金でございます。いづれにいたしましても、前払い金を含まして下請代金の支払い条件というものは、先生おっしゃいましたように、景気刺激につながりますし、さらには労働災害あるいは賃金不払い等の防止にも役立つわけです。そういうことの改善につきましては、今後とも関係方面とよく連絡をとりながら努めてまいりたいと存じます。

○中村(重)委員 親企業と下請というのか、元請と下請というのか、多様なんです。いろいろな条件が違ってくるわけですね。いづれにいたしましても、親企業が前払い金を押さえていく、そしてうまく自分だけで運用していく、下請をしぼる、そういうやり方というのはよろしくないのです。その点は厳しく改善をするようにしてほしいということを要求しておきます。

それから、石川総務課長、吉居中小金融課長にお尋ねするのですが、不況、円高で倒産が増加をしていくというのです。だから、国民金融公庫等の融資を退職金等にもしていくというふうな道を開かないといけない。最近改善をしていくのかどうかかわりませんが、融資対象の条件が決まっているのです。そういう金には融資をしないというのが従来までの運営のあり方ですから、そこいらを今後どう改善をしていくかとしていらっしゃる

やるのか。

それから、中小金融課長にですが、製造業からサービス業、いわゆる第三次産業というものの、先ほど申し上げたように雇用がずつと移ってきているのですね。そうなってまいりますと、保証協会の保証の対象というものが広がっていかねばいけないのじゃないでしょうか。風俗営業というものは保証協会の保証対象の中に入っていないです。だから、そこらも検討する必要があるだろうというふうに思いますが、この点はどうかお考えになるのか、それぞれひとつお答えをいただきます。

○石川説明員 国民公庫の問題でございますが、退職金のための融資というものは、私も考えます。運用資金融資ではないかと感じています。その中で、その限りにおきましては、国民公庫も融資が可能でございます。設備資金融資、運転資金融資、その中で退職金という問題が特に問題になるというところは、その限りにおいては問題はないかという感じがいたします。

○吉居説明員 風俗営業についても保証の対象にしたかどうか、こういうお話でございますが、たとえばバー、キャバレー等のたぐいの風俗営業につきましては、保険公庫の性格から考えまして、これまで保険対象に含めるというところはいかかというふうに考えております。ただ、風俗営業の許可を受けているものであっても、食事の提供というものを主目的としているとえばおすし屋さんというものなどにつきましては、現在も保険の対象にしておるわけでございます。

○中村(重)委員 私も、政府関係金融機関が設備資金と運転資金という二つの融資の制度があるというところは承知している。ところが、運転資金の中に、退職金といったようなものはどちらかといえば後ろ向きな融資という受けとめ方をしまして、非常にシビアな査定というのか、実質的にそこからはみ出されてくる。特にあなたの方で、退職金なんかに向ける融資をしてはいけないのだぞという通達をしているのかどうかかわらないのだ

けれども、どうも退職金ということになってくると後ろ向きで、企業というものが非常に採算割れをしたときでないと出さないのだという配慮、独立採算制になっていくものだからそういうシビアな態度をとるんだらうと思うのですけれども、現実にはそういう点があるのですね。これはやはり改善をしていくのではないかと、大きく情勢は変わってきているのだから、企業そのものをつぶしてしまふことにつながるんだということを私は問題点として指摘をしておるわけですから、そういう点を配慮してほしいというところを申し上げておきます。

それから、いまの吉居さんのお答えでちょっと聞き取れなかつた点もあるのですけれども、風俗営業等は主として環衛公庫です。この制度をつくらす際、附帯決議は私が原案をつくつたのです。初めはバー、キャバレー、連れ込み旅館というものは環衛公庫の対象にしてはいけないという原案をつくつたら、それは憲法違反になるという指摘がありまして、大衆的でない事業に対しては貸し付けを行ってはいけませんというように実は附帯決議を変えて社会労働委員会を通したという経緯があるわけです。

いまは保証協会の問題を申し上げたのです。そういう大衆的でないものは別といたしまして、申し上げた風俗営業というふうなものもやはり環衛公庫の融資の対象であることは間違いありません。保証協会はそれがだめなんだ。だから、保証協会の場合にも、そうした大衆的であるものに対しては、風俗営業というものであっても大衆的であるものもあるの、私は余り詳しくないのだけれども、ああいうものはこうだということはおわかりませんが、ある程度は保証協会の保証対象とすべきではないかという点で申し上げていく必要がある。保証協会も弾力的な保証態様をつくっていく必要がある。んだらうという意味で申し上げているわけですから、この点、いかがですか。

○吉居説明員 確かに環衛公庫の対象とそれから保証協会の保証対象とは、若干違う点があるようでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、現在の保証のあり方という点から考えます場

合には、やはり先ほど申し上げましたようなバー、キャバレーのたぐいというものはどうもおかしいのではないかと、ただ、食事の提供を主たる目的とするような職業やあるいはスナックという点につきましては、現在でも対象にしているわけでありまして、ただいま先生の御指摘にありましたような点は、将来の問題としてわれわれも考えてみたい、こういうふうな思っております。

○中村(重)委員 もうすぐ終わりますから、しばらく時間をかしていただきたいと思うのですが、公衆浴場の融資対象の問題について、大蔵省と厚生省の御見解を伺いたいと思うのですが、御承知のとおり、公衆浴場というものが非常に斜陽化していきつつある。それで、厚生、大蔵両省は、これに対していわゆる経営の多様化ということで特別な扱いをしていくというところは承知しているわけでありまして、先ほど環衛公庫の融資の問題について、私は、党の環衛団体対策特別委員会の委員長という立場に立ちまして、この問題は大蔵、厚生両省と接合を続けてまいりました。

当初の生い立ちのことからよく承知しておるわけなんです。当時と違つて、公衆浴場というのは大変な経営難に陥つていくというところで、厚生省は、たしか五十一年度からの要求だったと思うのですが、駐車場それから部屋貸しを融資対象にしようという。私も藤田課長との点について話合ひもし、マル食資金の問題についても花であるとかいろいろあることもございましたが、これは食料じゃないというので農林省と意見が分かれて、藤田課長と私は意見が一致して、花は対象になつていないのですが、さて、この公衆浴場の部屋貸しは私もなじまないと考えます。何ぼ多様化といつても部屋貸しはなじまない。しかし、駐車場は認めてやる必要があると思ひます。いまは、一階入つてすぐ浴槽があるということ

よりも、入る人も公衆浴場にゆつたりした気持ちでお湯につかる方がいいですから、二階がいいですね。最近では二階にして、下を駐車場にする。これはなじむんじゃないでしょうか。私は、喫茶店

も多様化として認めていられし、その他お認めになつていらつしやるので、五十三年度の中でも、駐車場と貸し室をお認めにならなかつたが、償還期限も二十年というところに延ばして助成措置を講じられたという点は評価しますが、五十三年度は申しません。五十四年度は駐車場ぐらいはぜひ貸付対象に入れるように踏み切る必要がある、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○藤田説明員 なかなかむずかしい問題でございますけれども、私どもの理解をいたしましたのは、浴場業の経営多様化は、浴場業の施設を利用して、浴場業にプロパーな密接な関係のある手段を通じて経営多様化を図られる問題ではなからうかというふうに思つておるわけでございます。したがつて、先生もアパートとまでは言わないとおっしゃるわけでございますが、駐車場と申しまして、これは一つの独立した駐車場業でございます。これに対しては、現在中小公庫あるいは国民公庫も融資の対象にいたしているわけでございます。したがつて、環衛公庫が融資対象にしないから全く融資を受けられないというわけでもございせんし、全般的な駐車場業そのものの問題として、別途中小あるいは国民公庫において融資の審査を行うべきではなからうかと思ひます。

おっしゃいましたように、浴場業の経営問題というものは非常に深刻であるというところはわれわれも十分理解しております。かねてからできるだけの配慮はしてきつたつもりでございますけれども、やはり浴場業と直接関係のない駐車場というものは、確かにおっしゃいますように、ゆつたりした気分分というものは私も気持ちとしては大変理解できるわけでございますけれども、政府系金融機関の融資の分野調整という観点からまいりますと、私どもとしてはやはりシビアに考えざるを得ないのではないかと考えておるわけでございます。

○林説明員 公衆浴場の問題については、先生御指摘のように、最近自家ぶら等の普及というよう

な形の中で利用者が減少している一方、営業費用等の高騰ということで経営が非常に悪化しているわけでございます。今後公衆浴場をめぐる諸情勢は非常に厳しいものが考えられるわけでございます。そういう中では、今後一層経営の合理化を図っていかねばならないと考えておるわけでございます。公衆浴場につきましては、さような意味からも、私ども最も力を入れておる分野でございます。従来も、財政当局の御理解、御援助もいただきまして、税制面なりあるいは金融面なりの努力をいたしてきたわけでございます。一方、営業者におきまして、そういうような情勢の中から経営の改善を図っていく、施設の近代化を図る、あるいは経営の多様化を図るというような形の中で利用者の確保を図っていくことが必要だろうと思っております。

そこで、経営の多様化資金でございますけれども、現在では、教養娯楽室ですか、それから蒸気風呂、サウナ、あるいは家族風呂、喫茶室、こういうようなものが対象になっておるわけでございます。いまの段階では、営業施設を利用してやるのが適当な事業という形で、その四つがあるわけでございます。今後そういうような形の中で、浴場の実態を踏まえまして、浴場業が付帯事業としてやるもの施設、こういうものの範囲の対象の拡大という形も検討し、努力もしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 藤田さん、ちょっとシビア過ぎるように私は思う。私が提言しているのは、施設を利用することになるんだ。私、あなたとは予算編成のときにずいぶん接触があるわけなんだけど、あなたと一致して、原局、農林省であるとかその他をむしろ説得する側に私も回ったりしているわけ、むしろを言おうとは思わないですよ。筋の通らないことは言おうとは思わない。私が言うのは、浴場の用地は一つの施設内です。それを、二階には限らないだろうけれども、浴槽は二階につくって一階を駐車場にするという形になると、これは経営の多様化ということで、施設から

離れたところでやることにならぬじゃないか。

あなたがおっしゃる通りに、ほかにいろいろ制度融資の道があるんだ、そうおっしゃるならば、いま対象になっていないものだって、ほかにあるわけですよ。たとえば喫茶店もそうでしょう。ほかにあるんですよ。サウナとかなんとは同じ室内なんだから当然としても、道はある。いまあなたが現にお認めになっていらっしゃるのでも、ほかに融資の道はあるのだけれども、施設の中であるからということでお認めになっていらっしゃるのだから、駐車場は当然あなたの考えていることにマッチするだろう、こう私は思う。これは考え直さなければいけない。部屋貸しはあなたと同意見です。何ほ多様化といっても、アパートをつくって、そこに多様化資金から貸しなさい、これは筋が通らないですね。大体合うんじゃないやしませんか。いかがですか。

○藤田説明員 確かに先生のおっしゃる点、まことにごもっともな点もあるかと思っておりますけれども、私どもの考え方といたしましては、特に私どもの担当しております職務と申しますのは、いろいろある政府系金融機関がどういふふうな分野を担当しているかということでございます。まさにそれは浴場業という形でとらえたときに、駐車場を営まれる場合には、浴場業が駐車場を営まれるんだというふうに考える道も確かに御指摘のとおりだろうと思っております。われわれといたしましては、駐車場業というのとはかなり独立した規模で行われる業でございますし、従来から中小公庫で融資ができるという形になっておるのであれば、中小公庫の融資ということでお考えいただくので十分なのではなからうかというふうに申し上げたわけでございます。

しかし、御指摘の点もございまして、五十三年度予算には厚生省の方からも要求も特になかったわけでございますけれども、今後の問題としてはその点も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 そういうことでやってほしいと思っております。経営者のために認めるんだというのじゃなくて、公衆浴場はふるをを持たない住民のために必要なんだから、公衆浴場がなくなってしまうたら庶民が大変困るわけですよ。だから、庶民のためにという観点に立つて、可能な限り公衆浴場を廃止させないで存続させなければならぬ、そういう観点に立つて厚生省と大蔵省は両者話し合ってほしいということを注文しておきます。

それから、住宅ローンの問題ですけれども、金融公庫その他金融機関から住宅建設の金を借りると、一定額の定期預金を、強制というのを言っているのかどうか、まあ強制と言っているのだから、一定額の前金、強制貯金を要求する。給与から銀行振り込みを義務づけられる。借り主はやむを得ずこれに応じざるを得ない。これは明らかに住宅ローンを利用した歩みだというように私は考えるのです。マイホームの夢ということで大変生活を切り詰めて住宅ローンで家を建てるということなんだから、定期預金でもって貯金を強制していくことは、もしこれを承認してお認めになっていくつしやるか、この点、どうでしょう。こう思うのですが、この点、どうでしょう。

○石川説明員 御指摘の点はちょっと考えられないようなケースだと思います。私も、もしそのようなケースがあるとすれば、はなはだ遺憾に思っています。

先生のそのような御疑念を承りましたもので、まず、時間がございませんでした。それから、二聞いてみました。そういたしますと、こういうケースはあるようでございます。つまり、いままで全然銀行と取引がなかった人たちの名簿が、住宅ローンを通じてその人の存在を知った、そういう場合に、その人のところに、せっかく取引ができたのですから給与振り込みなどを御利用いただけないだろうかというように、全然担当の違うところが接触するという機会はあるようでございます。その場合、ローンを受けた借入者の方にはやはり心理的な圧迫が加わる、そういう問題だ

と思っております。

私どももいたしましては、そういう誤解を招くような預金勧誘の仕方は誠に慎むように、注意して指導してまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 非常にはつきりした答弁で、評価をします。連合自治会の会合に行って、自治会長からこの問題の指摘があった。その人一人じゃないのです。周りにいた何名かの人が、本当だ、あれはけしからぬなというふうな言い方で、私が追及をされるといふようなことになりまして、私もどうもけしからぬことだと思つたものだから、早速調査をしましてそういうことをやっていたらこれを改善をしように努力をいたしましたという約束をいたしましたのです。これはあなたも私と考へ方は全く同じであるわけですから、なお調査をしていただいて、指導もしてほしいと考へます。

これで終わりますが、岸田長官に指摘をしてお答えをいたしましたが、町ぐるみ近代化ということが、これからの流通産業を育成強化していく上について大切であると私は考へます。それは具体的にどういふことをやるかという、公共事業と補助事業と融資事業と組み合わせる形、町づくりをやる必要があると考へます。農林省はすでにやっているんでしよう。これは大蔵省がお認めになつていらっしゃるんでしよう。農林省から先に生鮮食料品等の市場というのは農林省の所管だということになるんだけれども、買い物道路は公共事業、一般の駐車場も公共事業、組合員の駐車場は補助事業、それから建物建てることは補助事業です。そういう公共事業と補助事業と融資事業を組み合わせる形の町づくりというものをやっているわけだから、あなたは中小企業庁として、これは専門なんだ。責任を持つ庁なんで、農林省が先にやって通産省がこれを検討し上げてない。私はこの問題をもう二回くらい取り上げたと思うのだけれども、検討だにしていなくてあえて申し上げなければならぬのですが、これはいかがなものですか。先を越されたというふうに思いま

せんか。いまからでも遅くはなし。大蔵省と積極的に折衝して、きょうは主計局お見えになつていないのだけれども、関係のある三課長がお見えでございますから、大いにひとつ協力を受けて町ぐるみで整備をしていくことをおやりになつたらいいがですか。

○岸田政府委員 町ぐるみの近代化は、私も趣旨において大賛成でございます。これから商店街の近代化を図っていくときには、いままでの既成の枠を超えて思い切ったイメージづくりということがどうしても必要かと思つておるところでございます。

いままでやっていなかったかといふと、たとえば一昨年でございましたが、酒田の大火がございましたときに、あの中心街を思い切つて改造しようということ、いまお話しございましたように、公共事業と補助事業として中小企業振興事業団と三位一体になつて取り組んだという経験もございまして、また、各地で商店街近代化の助成をいたしておるときによく聞いてみますと、やはり公共事業が行われるということに並行して町に近代化の音が盛り上がったというケースもございまして、私も、そういう一つのきっかけをとらえて、先ほど御指摘のような方向を少しも育てていくように、これから氣をつけてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 森資金第一課長がお見えだったのであれども、私の質問に何かお答えいただくことがあつたのじゃなかつたですか、いままでの点で、もしあつたら、進んでどうぞお答えをいただきたい。

それから、長官、信販業界の銀行クレジットというのが非常に活発に行われているんですね。それで、中小小売商のチケット団体というのはこれで脅かされているのですよ。これは長官の分野というよりも、山口審議官お見えですから、これはひとつ何とか小売商の団体を守つてやるといふこと、それから量販店、これは今後分野法のさらにきめ細かな運用の問題とそれから大店法の改正が

あるわけだから、そういう中で議論をいたしますが、量販店のむやみやたらな進出というものが各地方都市でも紛争を惹起している。これらの問題とあわせて、銀行クレジット会社の問題といううなものもチェックしていく必要があるだろう、こう思ひますが、いかがですか。

○山口(和)政府委員 銀行系クレジットカード会社の問題につきましては、先生御指摘のとおり、中小割賦購入あつせん業界の影響等非常にいろいろと問題がございしますので、従来から、その事業活動については十分慎重に行うよう、大蔵省等とも連絡をとりながら指導してまいつておるところでございます。法律的に現在の割賦販売法の適用に直接該当いたしませんので、実際面からの行政指導ということにならうかと思ひますが、できるだけ問題の起こらぬように指導してまいりたいと考えております。

それから、大規模店舗の問題につきましては、先生御案内のとおり、昨年の国会での特別決議以降、法律のあり方につきまして小売問題懇談会等におきまして審議を進めてまいつておるところでございます。ただいま中小企業政策審議会と産業構造審議会の合同委員会で最終的な考え方の詰めを行つておるところでございます。その結論を総合的に十分検討いたしまして、この問題につきましての今後の方針をできるだけ早く決定してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 これで終わりますが、長時間詳細にお答えいただいて敬意を表します。委員長には、予定時間を二十五分超過をいたしまして恐縮でした。これで終わります。

○野呂委員長 次回は、明三十日木曜日午後二時三十分から委員会を開会し、参考人を招致して意見を聴取します。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十六分散会